

第八十四回

参議院法務委員会議録第四号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

三月二日

辞任

内藤

三月十三日
辞任
高橋 菅富君
小谷 守君
上田 哲君
中尾 辰義君
八木 一郎君
山本 富雄君
寺田 熊雄君
官崎 正義君
大石 武一君
上條 勝久君
初村 滉一郎君
藤川 一秋君
丸茂 重貞君
阿具根 登君
橋本 敦君
円山 雅也君
官崎 正義君

補欠選任
官本 顯治君
塩見 俊二君
奥村 俊光君

三月二十三日
辞任
高橋 菅富君
小谷 守君
上田 哲君
中尾 辰義君
八木 一郎君
山本 富雄君
寺田 熊雄君
官崎 正義君
大石 武一君
上條 勝久君
初村 滉一郎君
藤川 一秋君
丸茂 重貞君
阿具根 登君
橋本 敦君
円山 雅也君
官崎 正義君

補欠選任
官本 顯治君
塩見 俊二君
奥村 俊光君

出席者は左のとおり。

委員

中尾 辰義君
八木 一郎君
山本 富雄君
寺田 熊雄君
官崎 正義君
大石 武一君
上條 勝久君
初村 滉一郎君
藤川 一秋君
丸茂 重貞君
阿具根 登君
橋本 敦君
円山 雅也君
官崎 正義君

中尾 辰義君
八木 一郎君
山本 富雄君
寺田 熊雄君
官崎 正義君
大石 武一君
上條 勝久君
初村 滉一郎君
藤川 一秋君
丸茂 重貞君
阿具根 登君
橋本 敦君
円山 雅也君
官崎 正義君

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告をいたします。
去る二日、内藤功君が委員を辞任され、その補欠として官本顯治君が選任されました。
また、去る十三日、高橋菅富君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告をいたします。
去る二日、内藤功君が委員を辞任され、その補欠として官本顯治君が選任されました。
また、去る十三日、高橋菅富君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君が選任されました。

○集団代表訴訟に関する法律案(官崎正義君外一
名発議)
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局総務局長
法務省刑事局長
最高裁判所事務
総局刑事局長
法務大臣官房司
法務省民事局長
法務省刑事局長
香川 保一君
伊藤 榮樹君
杜桙田叢助君
大西 勝也君
岡垣 熟君

消費者が損害を受けているという現実があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度は、原則的には、一対一の対等な当事者間の紛争を解決することを念頭に置いて紛争を解決するための手続を定めているにすぎないから、このような原則に基づく現行民事訴訟制度のもとでは、一対無数すなわち企業対無数の消費者の民事紛争を解決しようとしても、その訴訟追行は事実上不可能であります。

すなわち、今日の消費者問題は、訴訟を通じては事実上解決できない状況にあります。これは、法制度が社会の進展に即応していくいからでござります。

以上の観点から、非訟裁判による訴訟信託の設定方式を採用することにより、消費者の代表者が巨額になると思われます。消費者集団のこの巨額な損害の賠償を企業に對して請求することはできる訴訟制度を確立することなしには、社会的経済的公正を確保することはできないであります。

第二に、企業と消費者との間に訴訟追行能力及び訴訟費用の負担能力の不均衡があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度のもとでは、これを対等な当事者として取り扱っているため、訴訟による権利救済の方途はきわめて厳しい現実にあります。この現実を打破して、実質的に対等な当事者としてみずから権利行使できる訴訟制度を確立しなければならないと思います。このような訴訟制度の確立なしには、消費者主権は、裁判によつて保障されない眠れる主権、幻の権利に終わらざるを得ないのであります。

第三に、企業の違法行為による無数の消費者の損害は共通の原因によつて発生し、またその損害額も一般的には定型化する傾向があります。このような実体について、消費者各人の訴えの当否を個別的に審理することは訴訟経済の観点からもむだだと思います。また、企業の違法行為によつて

発生した損害賠償をめぐる紛争は、事実上は企業と無数の消費者の紛争と想いますので、その紛争の解決は、消費者集団と企業との間で包括的に解決することが望ましいと思います。

われわれは、消費者主権の確立のためには、このような困難を克服して、民事訴訟制度が真に機能する制度を確立しなければならないと思います。

以上の観点から、非訟裁判による訴訟信託の設定方式を採用することにより、消費者の代表者が巨額になると思われます。消費者集団のため企業に對して提起する損害賠償の一括的請求を目的とする訴え、すなわち集団代表訴訟を可能にするためのこの法律案を提出いたしました次第でございます。

以下、この法律案の内容たる集団代表訴訟制度の仕組みにつきまして、その概要を御説明申上げます。

まず第一に、申し立てに係る共同の利益を有する著しく多數の者の少額債権について集団代表訴訟による紛争の解決が適当であると認められる場合に、非訟裁判により、除外申し出をしない限り債権を一括して訴訟の目的とするための信託が設定されたものとすることができます。すなわち、集団代表訴訟を追行させております。すなわち、集団代表訴訟を追行せらるため、除外申し出をしなかつた少額債権者たる委託者から少額債権者の代表者たる受託者へ当該債権が信託的譲渡されたものとする信託であります。なお、少額債権者の権利を保護するため、信託の設定については公告するほか、非訟裁判所が代表者たる受託者を監督するようにいたしております。

第二に、集団代表訴訟におきましては、職権証拠調べを採用するほか、重要な訴訟行為につきましては、非訟裁判所の許可を要するものといたしております。なお、欠陥商品やみカルテルによつて

ますが。ただ客観的に本当におらなかつたのか、まあ想像したくないことであるけれども、警察がそこにおつたにもかかわらず、おらないといってそれを秘匿してしまつたのではないかという、そういう想像も全く不可能というわけではないのです。これは大変したくはない想像だけれども、私どもの今までの職務上のさまざまな経験からそういうこともあり得ないことはないと考えるわけです。その点は、検察庁におかれればやはり警察関係の人々の証言をもとにしてもそういう結論をお出しになつたのでしようね、おらなかつたというふうに認定なさつたその根拠は。

○政府委員(伊藤榮樹君) もちろんこの事件では

警察官も約二百五十名調べておりますが、そのほ

かのいわゆる反対同盟の関係の方々も御協力いた

だときまして數十名調べさせていただいておりまし

て、それらの方の供述、現場写真、こういうよ

るものを見せて結論を出しておるよう

うでござります。

○寺田熊雄君 これは私どもとしましては多分に

疑いが残りますし、恐らく検察庁のそしした職務

遂行の歴史といいますか、そういうものの歴史の中

で一つのクエスチョンマークを打たれる事件で

はないかというふうに考えられるのですけれど

も、私ども客観的な証拠がなしに單純なる職務

上の経験からする推定だけで余り質問をするとい

うことなどどうかと思われますので、きょうはこの

程度にこの事件についての質問は打ち切つておき

たいと思います。しかし、これは後日にもさらに

また検討をしなければいけないと私どもは考えて

おるわけです。

その次の甲山学園事件についてお尋ねをしたい

のですが、神戸地方検察庁が西宮市の児童福祉施

設である甲山学園ですね、これの保母である山田

悦子という人、これを今月になつて起訴をなさつ

たのです。これは恐らく罪名は殺人であろう

と思いますが、殺人あるいは死体遺棄が伴うので

しょうか、これは新聞紙上で見た限りにおきまし

ては、事件が四十九年三月の事件である、そして、

それは前の逮捕、勾留のときにもあつた証拠なん

です。

○寺田熊雄君 ただ、物証という御説明もありま

したが、新聞紙上で見る限りは新たな物証という

のは何やら保母の被服についていた、その殺害さ

れたと思われる児童の衣服の繊維のようなもののが

ついておつたと、そういうことのようでしたが、

それは前の逮捕、勾留のときにもあつた証拠なん

ます。ただ客観的に本当におらなかつたのか、まあ想像したくないことであるけれども、警察がそこにおつたにもかかわらず、おらないといってそれを秘匿してしまつたのではないかという、そういう想像も全く不可能というわけではないのです。これは大変したくはない想像だけれども、私どもの今までの職務上のさまざまな経験からそういうこともあり得ないことはないと考えるわけです。その点は、検察庁におかれればやはり警察関係の人々の証言をもとにしてもそういう結論をお出しになつたのでしようね、おらなかつたというふうに認定なさつたその根拠は。

○政府委員(伊藤榮樹君) もちろんこの事件では

警察官も約二百五十名調べておりますが、そのほ

かのいわゆる反対同盟の関係の方々も御協力いた

だときまして數十名調べさせていただいておりまし

て、それらの方の供述、現場写真、こういうよ

るものを見せて結論を出しておるよう

うでござります。

○寺田熊雄君 前回、つまり四十九年の四月中に

逮捕され、二十日も勾留されたということになり

ますと、今回の逮捕、勾留というものは当然新し

い証拠がなければいけない。これは学説もあり、

下級審の判例でも大体決まっておるようですが

とも、その新しい証拠といふのは、これはどうい

うものなんでしょうが、これは裁判官に予断を

持たしてはいけないということ、よくわれわれ承

知しておるので、その予断を持つということ

に至らない程度で結構ですから、どういう——概

括的な説明でも結構だから御説明いただきたいと

思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) はなはだお答えのむず

かしい御質問でございまして、要するに新たな人

証と物証が出てきたと、こういうことでございま

す。

○寺田熊雄君 刑事局長の御説明によりますと、

確かにその関係者あるいはその場所に近接したと

ころにおる人、その人物の協力が得られなかつた

ところですが、ただ、いまの御説明によります

と、事件の起きたのが四十九年三月中でしよう。

山田が逮捕されたのは四十九年の四月七日ですか

ら、事件が起きたのは三月の十七日と十九日、逮

捕されたのは四月七日、そういたしますと、事件

が起きて十八日ないし二十日の間に逮捕があつたと

わけですね。ですから、協力が得られなかつたと

いうことだけれども、もうちょっとと協力を得るの

に努力をすべきだったのではないでしようかね。

これはやはり自白偏重というか、ともかく逮捕し

て自白させればいいという従来の、これは検察庁

からの指導が必要だとと思うのですね。この事件が

果たして警察が独立捜査権ということで検察庁に

合意議をしないで逮捕しちゃつたか、あるいは合

議は一応形式的にしたかもしけないけれども、

強い意欲で走つてしまつて、検察庁はそれをあえ

てとめなかつたという程度にとどまるのか、そろ

いろいきさつは私にはわかりません。

○寺田熊雄君 それは法務大臣のやはり高い見地

から指導が必要だと思うのですね。この事件が

果たして警察が独立捜査権ということで検察庁に

合意議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、私ども友人の検察官から前から聞

いておるので、この場合は独立捜査権といふ

ことは逮捕するのも警視庁がことごとく検察庁に必

ず合い議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、あるいは検察官も合意議をしてもら

つたという、そういう関係者であるならばもうち

つて、そういう人的な証拠を十分に整備しないま

まに逮捕、勾留に突つ走つてしまつた、それは自

由偏重の検査方針、それがその根底にあるように

思ひますね。これはまあ法務大臣も非常に豊富な

経験をお持ちでいらっしゃるので、しかもいろ

かつて山田は四十九年の四月七日に逮捕され二十日間の勾留を受けたということも聞いておるわけ

です。これは刑事局長間違いないでしようか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいまマスク等で

は、御指摘のように昭和四九年四月に現在の山

田悦子、當時沢崎悦子を逮捕いたしまして二十日間勾留の後処分保留のまま釈放しておりますと

ころ、その後昭和五十年九月になりますて不起訴

処分に一応いたしましたところ、神戸の検察審査

会で不起訴不当の決議がございましたので、事件

を再起した上神戸地検で鋭意捜査中でございまし

たところ、新たな証拠が得られる等の事情がござ

いましたして、今回再び山田悦子を殺人罪で身柄を拘

束いたしまして、本年三月九日、死体遺棄はござ

いません、殺人罪として神戸地方裁判所に起訴し

ておる次第でございます。

○寺田熊雄君 前回、つまり四十九年の四月中に

逮捕され、二十日も勾留されたということになり

ますと、今回の逮捕、勾留というものは当然新し

い証拠がなければいけない。これは学説もあり、

下級審の判例でも大体決まっておるようですが

とも、その新しい証拠といふのは、これはどうい

うものなんでしょうが、これは裁判官に予断を

持たしてはいけないということ、よくわれわれ承

知しておるので、その予断を持つこと

に至らない程度で結構ですから、どういう——概

括的な説明でも結構だから御説明いただきたいと

思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) はなはだお答えのむず

かしい御質問でございまして、要するに新たな人

証と物証が出てきたと、こういうことでございま

す。

○寺田熊雄君 刑事局長の御説明によりますと、

確かにその関係者あるいはその場所に近接したと

ころにおる人、その人物の協力が得られなかつた

ところですが、ただ、いまの御説明によります

と、事件の起きたのが四十九年三月中でしよう。

山田が逮捕されたのは四十九年の四月七日ですか

ら、事件が起きたのは三月の十七日と十九日、逮

捕されたのは四月七日、そういたしますと、事件

が起きて十八日ないし二十日の間に逮捕があつたと

わけですね。ですから、協力が得られなかつたと

いうことだけれども、もうちょっとと協力を得るの

に努力をすべきだったのではないでしようかね。

これはやはり自白偏重というか、ともかく逮捕し

て自白させればいいという従来の、これは検察庁

からの指導が必要だと思うのですね。この事件が

果たして警察が独立捜査権ということで検察庁に

合意議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、私ども友人の検察官から前から聞

いておるので、この場合は独立捜査権といふ

ことは逮捕するのも警視庁がことごとく検察庁に必

ず合い議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、あるいは検察官も合意議をしてもら

つたという、そういう関係者であるならばもうち

つて、そういう人的な証拠を十分に整備しないま

まに逮捕、勾留に突つ走つてしまつた、それは自

由偏重の検査方針、それがその根底にあるように

思ひますね。これはまあ法務大臣も非常に豊富な

経験をお持ちでいらっしゃるので、しかもいろ

いろいきさつは私にはわかりません。

○寺田熊雄君 それは法務大臣のやはり高い見地

から指導が必要だと思うのですね。この事件が

果たして警察が独立捜査権ということで検察庁に

合意議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、私ども友人の検察官から前から聞

いておるので、この場合は独立捜査権といふ

ことは逮捕するのも警視庁がことごとく検察庁に必

ず合い議をしてからやることに伝統がなつておる

ということを、あるいは検察官も合意議をしてもら

つたという、そういう関係者であるならばもうち

つて、そういう人的な証拠を十分に整備しないま

まに逮捕、勾留に突つ走つてしまつた、それは自

由偏重の検査方針、それがその根底にあるように

思ひますね。これはまあ法務大臣も非常に豊富な

経験をお持ちでいらっしゃるので、しかもいろ

いろいきさつは私にはわかりません。

いろいろ立場での御経験をお持ちですからしてお考えがおありになると思うのですが、いかがでしょう。

○國務大臣(瀬戸山三男君) この事件の再逮捕するに至るまでの概要是、いま刑事局長から申し上げたとおりのようござります。実は私も新聞報道で山田何がしの再逮捕、起訴、こういう報道を見まして、正直なところ異様に感じたわけでござります。そこで、事は人権にも関係することあります。しかし、検察に対する国民の信頼の問題にも重大な関係があります。そういうことで早速刑事局長にいきさつをただしたわけでございます。いま概要を申し上げた状況でございますが、ここで細かく申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、二年前の捜査の段階においてはやはり甲山学園をめぐる状況がきわめて複雑と申しますか、異様な状況であった。いま寺田さんがおっしゃるような周到な捜査が残念ながらできなかつた状況にあつたようござります。その後二年ぐらい経過いたしまして、その状況が相当変わつておるようございます。そういう関係から、先ほど申し上げましたように検察審査会からのお話もあり、再調査をして、新たな確証を得たと、これは検察段階でございますが、そういうことで起訴に踏み切つたと、こういう事情であります。いまおっしゃるように、考えますと、御指摘のような遺憾な点もあつたと思ひますけれども、いまここで細かく申し上げませんが、そういうような前段階ではなかなか捜査が周到にできぬよな前段階ではなかなか捜査が周到にできなかったためには今回の措置はやむを得ない措置でありますし、これは大臣でも刑事局長でも結構でありますし、これは大臣でも裁判所法

れども、第一線の検察官が警察官と常時接触を保つて指導していく、その努力を今後お約束願いたいと思いますが、いかがでしょ。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘の点はまことにあります。そこで、事は人権にも関係することあります。しかし、検察に対する国民の信頼の問題が、検察と警察のあり方につきまして関東と関西で若干趣を異にしておる点がござります。そういう点も踏まえまして、ここ数年来諸般の検事の会同がありますことに大臣からも御訓示いただいております。おわけでございますが、それぞの検察官は管内に起きました重要事件につきましては発生とともに周到な注目を払いまして、警察に対して積極的に指導、助言をするなどうことを励行するよりに、いま大臣からもおっしゃつておる限りでありますし、私どもからも言っておるわけでございます。したがいまして、ここ数年の間に県警関係はわりあいそういう点ではうまくいくようになつたと自負しておるわけでござりますけれども、今後ともそういう点について、事人権等にも関しまでのので、さらに徹底してまいりたいと思っております。

○寺田熊雄君 大臣いかがですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 寺田さんから御指摘のような点は、いま刑事局長申し上げましたように十分注意することだと思います。

○寺田熊雄君 刑事局長もう一つ、これは法曹協議会の問題は刑事局長は関係ないかしら、私はこ

の一部改正法を議決いたしましたときに、附帯決議として、今後司法制度の改正に当たつては法曹三者、裁判所、法務省、弁護士会の意見を一致させて実施するように努めなければならぬという決議がなされております。さらに、四十六年の三月二十六日 民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議におきましたが、その第二項に「政府及び裁判所は、司法制度の改正にあたり、在野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整を図るよう努めるべきである。右決議する。」といふ附帯決議がなされておるのであります。私どもとしては、いすればこの委員会にも付議されたりましょいわゆる刑事訴訟法の特例法です、この問題に関して、当然この問題が論議の対象になるだろうと思ひますけれども、これが一体四十五年あるいは六年以降どの程度実施され得るのだろうかという点に非常に疑問を持つわけであります。これはその運用の状況を法務省と最高裁判所事務総局、双方から御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいまの国会の附帯決議をもとにいたしまして、昭和五十年の三月に法務省、最高裁判所及び日弁連の三者の協議会が発足したわけでございます。以後、大体毎月一回定期的に協議の機会を持つことによって運営をいたしております。現在まで二十数回開かれておる状況でござります。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) わゆる三者協議の現在までの経過でございますが、ただいま司法法制調査部長からお話をありましたところなりでござります。

○寺田熊雄君 刑事局長、結構ですよ。

いまの枇杷田さんの御説明ですね、これは何かと、当然に日弁連の理事になりますから、そういう面で日弁連の理事会等で法曹三者協議会、これに対する期待ですね、これは非常に大きかつたわけです。と同時に、国会もこの問題については非常な关心を寄せております。昭和四十五年四月、第六十国会におきましても、当時の小林国務大臣、小林さんが法曹三者の協調、協力という点について努力するということをお約束しておられましたし、また参議院法務委員会において、裁判所法

十年の三月からでございまして、それまでの間、その附帯決議をどのように生かして協議会をつくらかということ、いわば入り口のところでいろいろな話し合が行われた結果、やつと昭和五十年三月に発足をしたというのがどうも経過のよう

人口のところでもめておつたといふことですね。それで、大体この法曹三者の協議、今まで二十数回開かれたというのだけでも、場所はどこでやつていました。

○政府委員(枇杷田泰助君) 会議の場所は、法務省の会議室あるいは法曹界の会館などを会場に使つております。

○寺田熊雄君 会議に出席する人はどういう人でしたか。

○政府委員(枇杷田泰助君) これはそのときによつて必ずしも一定いたしておりませんけれども、法務省側は、大体レギュラーメンバーと申しますかは官房長、それから司法法制調査部長、それから秘書課長でござります。それから裁判所側は、大体事務総局の総務局長、それから審議官でござります。それから日弁連側では、日弁連で御推薦のありました方が大体四、五人程度おいでになるということが原則でございまして、なほその議題の内容によりましては、関係の部局の者が関与をして入つてくるというふうなことになつて運営されております。

○寺田熊雄君 最高裁判所の方は、いまの構成された人、出席した人は。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 三者協議の協議員いたしましては、それぞれ三者から七名以内くらいということで大体お話をができるおるわけでござりますが、以内でございまして、ただいま調査部長から仰せになりましたように、法務省はいま仰せになりました三人でござります。裁判所の場合は総務局長、それから審議官、そのほかに秘書課長が出る場合もござりますが、大部分は総務局長と審議官の二人が出るということになつております。

ただ、先ほど来お話をございましたように、議題によりましては別個その議題にふさわしい方が臨時の協議員と申しますか、ということで出席する場合もございます。現在までに、もう御承知からしませんが、沖縄の弁護士の問題について協議をいたしましたし、それから百日裁判の審理について協議をいたしましたが、たとえば百日裁判事件の審理というような議題のときには、最高裁判所からはたとえ刑事局の課長が出るというふうなこともあったわけでございます。

○寺田熊雄君 これは毎月一回といつても、五十年三月にしましても、まあ三ヵ年たっておるわけ

だが、二十数回というのもこれは少し合わないわけで、これはイニシアチブはどこがとるのでしょ

う。

○政府委員(枇杷田恭助君) イニシアチブがどこ

かということは、別に決まっておりませんで、大

体開催の当番を順番でやるというふうにしており

まして、ある協議会が開かれました際には、次の

開催日と大体の場所と、それからどういうことを決めな

やるか、当番はどこがやるかということを決めな

がら運営をいたしておりますのであります。

○寺田熊雄君 これは議題は、じやその前の会議

のときに次の会議の議題を決めてしまっただけです

ね。

○政府委員(枇杷田恭助君) 議題と申しましても

大きな議題と小さな議題でもあるわけでございま

して、いま最高裁の総務局長から御発言がありま

したようなたとえば百日裁判をやろうじゃないか

という場合には大きな議題でございませんが、そう

いう場合には、その協議会の前提といたしまして、

議題委員会というものを持たまして、それで、こう

いふことは、私はきわめて大事なことであるとい

う考え方を持つております。過去の進め方はいま

はないかということを決めて協議会にかけるわけ

でございます。そこで、議論をしてまいりますと

その方向に少し議論を変えようかという意味で次の

○寺田熊雄君 これは毎月一回といつても、五十年

三月にしましても、まあ三ヵ年たっておるわけ

だが、二十数回というのもこれは少し合わないわ

けで、これはイニシアチブはどこがとるのでしょ

う。

○政府委員(枇杷田恭助君) 一堂に会したということは、私の承知している限

りでは聞いておりません。

○寺田熊雄君 これは法務大臣にお伺いします。

○法務大臣(寺田熊雄君) これは法務大臣にお伺いします。

○政府委員(枇杷田恭助君) そういう形で三者が

全然融和しない面を感じたこともあつたわけで

す。それは、お互いの招待宴などで、最高裁の長

官と日弁連の会長とがテーブルに相対しておつ

て、食事中一言も話をしないのです。私は見てお

つて、おかしくてしようがなかつたのです。西洋

式のそういうスタイルをとつておるわけですから

、話をしながら食事をとするというのがわれわれ

の常識であるわけです。私は近くおつて見てお

つたから間違いない。一言も話をしない。お互い

に立つてスピーチはやる。感情的に融和しないと

もう話したいなんというのも不可能になります

から、そういう意味でも、余り議題を持たないで

も結構なんですが、楽な気分で話し合う、そういう

う三者の雰囲気を盛り上げていく必要があると思

うのです。ただ、メンツにこだわりますと、最近

は日弁連の役員が若くなりましたが、年次をど

うのこうのなんというメンツなどはこの際捨てて

いただいて率直に話し合っていたらこれが一番

いいのじゃないかというふうに思いますね。これ

は大臣、そういうふうに御指導願えませんかし

ら。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 三者が協議をすると

せつかくの御忠告でありますから、今後三者とも

連絡をしながら進めてみたいと思います。

○寺田熊雄君 結構です。そういう公の問題

だけではその場で意見を、まあ言うことは構わぬ

のかもしれません、なかなかそれがそう簡単で

ないよう見受けたのですが、やることは、問

題によってはそういうことを忌憚なく進める、私

の立場から申し上げるときわめて歓迎すべきこと

である、かのように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 私ども見ておりまして、感情的に

事務総長、こういう場合は私は案外責任を持つて

話ができるのじやないかと思うのですけれども、時と

は大臣、裁判所側で言えば最高裁の長官なりある

いは裁判官、少なくも事務総長、日弁連の方は日

弁連の会長、そういう方々が胸襟を開いて時とし

て話し合うというようなことも期待したのです。

○政府委員(枇杷田恭助君) そういう形で三者が

とが望ましいというそういう期待を込めておつた

のですが、そういう協議会というのはかつて開か

れただけで、これはぜひもう消すように御努力願

ういう趣旨です。から、最高裁の方もそ

ういう趣旨を伝えていただきたいのですが、いか

がでしよう。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいま

寺田委員御指摘の点、確かにお伝え申し上げます。

○寺田熊雄君 次に、裁判官の教養の問題でお尋

ねをしたいのです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 最近にお

出ると思うのですが、これは何か統計みたいなも

のがありますか、会社更生法事件がどの程度裁判

所に出ておるか……。

○寺田熊雄君 お尋ねをいたいのです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 最近にお

出ると思うのですが、これは何か統計みたいなも

のがありますか、会社更生法事件がどの程度裁判

所に出ておるか……。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 五年

未の係属事件数でございますが、会社更生事件が

四百九十四件、会社整理事件が二百四件でござい

ます。

○寺田熊雄君 五十二年末で大体五百件近い係属

リントや五十一年の十二月末でありますので、
あよりとこで直しておきます。

それでこの審理状況というものにつきましては、これは各それぞれの事件、それぞれの裁判所でいろいろな事情、状況、様相を異にいたしますので一概には申し上げられませんが、たとえば先ほど地方裁判所の中で東京と千葉とが一番多いと申上げましたけれども、東京で申し上げますれば、有名な連合赤軍の事件であるとかあるいは人々がいろいろな事件で必ずしも円滑に審理が進んでいないと。それから千葉でも同じようなことがございまして、なかなか審理がスムーズに進まない。それをもう少しがりと申しますか具体的に申し上げますと、いわゆる過激派と申しますか、こういう学生事件なんかの裁判におきましては、裁判のおよそ始まりから判決に至るまでの間、ことごとく争いの発生があります。それからその次は期日をどれくらいの余地があるわけございまして、最初はそもそも統一公判、全部一緒に裁判しろという問題がござります。それからその次は期日をどれくらいとか、期日の指定。それが月一回しか受けられないとか、いやそれじゃ困るから四回にしてくれとかいうふうな問題。それから今度はやっと期日を開きますと、そうすると法律では人定尋問といいますか、被告人がだれかれであるかを確めた上で手続きを進めることになりますが、そういうことをする前に発言させると、事件の本質についてあるいは背景について発言せるというふうな問題、これを許す許さぬというふうなことがあります。それから起訴状の朗読に入ります。そうすると起訴状の朗読をさせまいといふことでいろいろな発言をして押しとめようとする。それを静止して最終的には結局退廷させると、いうふうなことをいたしましたと、今度は弁護人も出でていかれるといふふうなことがあります。いずれにしても、そういう訴状の朗読の問題。それから今度は読んだ起訴状の説明と申しまして、その内容はどうかといふふうなことをいろいろ聞かれるわけでござりますけれども、この場合にも説明の個々の、一つ一つ

清明を求めて、それに対する一つ一つの返答を求めるという形でやるか、あるいは一括して全部この起訴状についてはこれだけのことを聞きたないと問題でございます。それから被告人と弁護人ととの冒頭の問題になる。それから被告人と弁護人の意見陳述がありますが、その被告事件についての意見陳述の内容それから長さ、こういったもの。それから証拠調べの範囲、順序。まあ途中で裁判官かわりますれば公判手続の更新。いろいろな点でもう皆問題になつてくるわけでございまして、とにかく公判手続の更新なんというものがどうして問題になるかというふうにお考えになるかと思いますが、たとえば公判手続が更新、裁判官がかれていますから、かわつて出てくるときに、被告人が、これはまあ千葉の例でございますが、何十人といふと。それで被告人に、じや自分が今度裁判官にかわつたから、一人一人だれがどうか確かめよう、ちょっと前へ出てくれと、こう言いますと、出てこないわけです。じやしようがないから、そこにいるまでのいいから、名前は、と言ふと、せせら笑つたような顔して返事もしない。裁判官、しようがないから検察官に、あれはだれですかと、こう聞くと、そうすると検察官が写真なり何なり手元にあるもので、あれはだれそれですと。そうかと言い、それでだれそれだなどいうことで進めるわけです。ところが中には検察官もわからないのがいます。月に一回すつぐらい何十人も来ているとわかりませんわけです。わからないで、弁護人に、あれはだれですかと。それもわからぬ。それじやしようがないから、だれがいるのかわからない、出ていてもらおうと。そうすると退廷、出ないと言う。そこでごたごたが始まると。それで手続の更新といいますか、今度改めて私がやるから、じゃ新しくやりますよということのは一例でございますが、そういうなわけでは、裁判に至ることごとに問題にしようとする

えのうか、いろいろござりますから、多少数字に合わないところがござりますが、実人員ということですますつかまとめてみますと、今までで起訴されたのが、成田の例の鉄塔の工事の着手、それから鉄塔の民事訴訟による撤去、この間ございました刑事案件による差し押さえ、捜索、こういった関係で五十三年の二月二十八日までに起訴された者が実人員で五百七十三名、そのうち終局になりました者は百三十八名ござります。この百三十八名のうち、大体百名ぐらいの者はこれは一審で反省組と申しますが、これで自分は悪かつたというようなことで、単独の方に分離されて終わつた者でございまして、それで、争うと言つてゐる者は約三十名ほど終わつただけでございまして、その残りは、ですから五百七十三のうち百三十八名は終わつて、四百六十八名という者がこれがまだ係属しておるわけでございますが、——四百六十八、間違えました。これ延べで、実人員は四百三十五名ござります。四百三十五名のものが係属しておるわけでございますが、これがどういう状況にあるかと申しますと、この中で期日の未指定の者が四十四名ござります、期日が決まってない者。それから、冒頭手続がまだ終わつてない、つまり証拠調べにまだ入つてない最初の段階でございますが、それが百五名、それから検察官が立証中の者が二百八十四名、それから論告弁論の段階に入った者が二名という状況でござります。以上、ごく大ざっぱに申し上げましたけれども……。

○寺田熊君 非常に詳しい御説明がありました
が、私の方もやはり学生事件の華やかなころ学生事件を弁護してみて、裁判官もこれはえらいなあということを考えた。弁護人も非常にえらい。弁護人も被告人を説得して、まあある程度ルールを守らせながら彼らの志を述べさせてやろうと思つた、これは大変な労力で、しかし裁判官のよしさにも非常にりますね、能力にも。だから、頭反抗心のかたまりみたいなものだからなかなかうまくいかない。そういう点、きょうは余り論議し

たくないで後日に譲りますけれども、私がきょうお尋ねしたいと思ったのは、そういう大変えらい審理を要する事件というものがふえてきていますから、裁判官のいまのままの定員で処理できるかどうかという問題をお尋ねしたかったのです。一片の趣旨は、だから、審理がえらいということは私もよく知つておるので、それはよろしいが、あなた方はどうですか、現場の裁判官の諸君からいろいろな報告をお聞きになつて、いまの定員でそういう困難な事件を処理し切れるという自信がありますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) この際、千葉に限つてちょっと申し上げたいと思いますが、千葉につきましては、ただいま刑事局長から申し上げましたように、特に刑事案件がかなり多くございまして、成田関係につきましては民事の事件もかなり起きておるようございます。御承知のように、裁判官、裁判官だけじゃなくその他他の職員も同様でございますが、私どもとしましては事件数に応じた定員の配置をしておるわけですが、千葉につきましては、ただいまも話に出ましたように、一人一人の事件の質がかなりむずかしいというふうなこともございまして、通常の審理事件数の割合よりも、より以上の裁判官、一般職員等を配置しておるわけでございまして、最近数年間も逐次毎年ふえております。それから、ことしの四月——来月でございますが、来月にも裁判官その他の職員を若干増員する予定でございます。それで必ずしも十分であるとは決して申しませんが、最高裁判所といてしましてもできるだけのことはして、何とか事件の処理がスムーズにいきますようにといふことは考えておりましても、裁判の方も、そういう大変困難な事件が激しくあります。

○寺田熊雄君 これは法務省の場合も登記官が非常に少ないということで、今年度の予算に法務大臣大変御努力になつたように聞いておりましがれども、裁判の方も、そういう大変困難な事件が激しくあります。

増しているということになりますと、これはやはり大蔵省なり、あるいは行管が関係するなら行管の長官なり、よくその実情を説明して、そして、その理解を得て、思い切った増員を実現すべきではないか、こういうふうに思いますが、今後そういう努力を十分やつていただけますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 私ども毎年財政当局といいろいろ折衝いたしますに当たりましては、単に事件数だけではなくて、今度のこの定員法の中にござりますように、民事の関係では、特別の損害賠償事件でござりますとか、差しとめの訴訟事件でござりますとか、それから更生事件でござりますとか、そういう特殊なむずかしい事件のこと、あるいは刑事につきましては、いまお話し出したような事件のこと、それぞれ十分に御説明を申し上げまして御理解を得るように努めておるところでございます。何分能力の不足ということもあるのかかもしれません、必ずしも十分に増員ができるおるとは決して申しませんが、今後ともその努力は続けてまいりたいと、か

ようと考えます。

○寺田熊雄君 願わくはそういう困難な事件がふえたので、ええ、もう審理を簡単にしまえど、制度を簡素化しようなんということを考えずに、十分な人材を配置して、それによって事件の処理をスムーズにしよう、そういう方向に努力していただきたいと思います。

これは最後の要望ですから、これできょうは私の質問終わりまして、二十八日にさらに人事局長に對して質問いたしたいと思います。きょうはこれまで終わります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 申し上げるまでもなく、裁判は早く実効を上げると、これは民事も刑事も同じでありますが、それが法律の目的であるし、国民の期待するところだと思います。でありますから、可能な限り適正迅速な裁判の結果が得られるように努力することが当然だと思いますが、

○宮崎正義君 従來の本法の改正をずっと見ておられますと、まことにわざかな増員をいま大臣がおつしやつておられるように、私から、私どもから言わしてもらうと、その場当たり的な増員改正のための改正をしている、このように言える。それと同時に、これもまた後で予算の問題等で質問をいたしますけれども、裁判官の定員のあり方についても職員の定員のあり方についても何かいい方法なり処置なりそういう考え方方が法の設定等で考えられるかどうか、この一つの問題、これをひとつの総務局長ですか、伺つておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 定員法の改正、ただいま仰せになりましたように、二十年間毎年少しづつ場当たり的ではないかといふ御指摘、そう言われますと一言もないわけございませんが、まあちょっとと言わせていただきますと、御承知のように裁判所の仕事といいますものは、事

しても二十回に及んでおります。これは私勧定してみました。

〔委員長退席、理事寺田熊雄君着席〕

それから、第二条の裁判所の職員の件につきましては二十四回、このように運ばれて改正をされております。ことに昭和三十三年以来この二十年の間に毎年のようにこれを改正されているようになります。私は見るわけですが、こうした状態の中につけておりましても、かつまたさらに依然として裁判官の増員が問題になつてきております。

先ほど大臣の提案理由の御説明の中にも、「この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るために、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして」と、以下その第一点というふうに申し述べられておりますが、いま申し上げましたように、大臣の言われておられる裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、この裁判官の定員充足を今日め」と言いながら、この裁判官の定員充足を今日またやつていくといふことは、これは迅速を図ることを第一義的に置くという考え方からいって、大臣は来年になつてまた増員を図るような考え方をしているのかどうなのか、まずその「適正迅速な」という問題について、この増員のことについてのお考えをまず大臣から伺つておきたいと思います。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 申し上げるまでもなく、裁判は早く実効を上げると、これは民事も刑事も同じでありますが、それが法律の目的であるし、国民の期待するところだと思います。でありますから、可能な限り適正迅速な裁判の結果が得られるように努力することが当然だと思いますが、

〔理事寺田熊雄君退席、委員長着席〕

さればと、いってなかなか正直なところのくらいが理想的なものだと、一応のめどは裁判所にもありますけれども、なかなかそれを一挙に達成するということは、諸般の事情からむずかしいところにお互い苦勞があるわけでござります。

今回お願いいたしましたのは、今回提案してお

るとおりでございますが、まあ裁判所がどう考えておられるかお話をあると思いますが、私ども見たところでもこれで十分であると、これで期待するような裁判の適正迅速という国民の期待にこたえられるかといふについては、まだまだ十分でないのではないかという率直な考え方でございます。これはもう御承知のとおり、裁判官はいつでもどこからでもともというわけにはいかない特種といいますか、特別の職種でありますから、そういう面もありますし、国民の負担の問題もありますから、そういうところを調整しながら提案をしておるわけでございます。

そこで、来年もどうかと、同じことをやるのじやないかというお尋ねでありますが、来年のことをいま申し上げると大変な間違いを起こすおそれがありますから申し上げませんが、裁判所がどういう計画をされるか、それによって私どもも最小必要とするものはやはりお願いをしなきやならぬ事態になるのじやないかと、かように考えておるわけでございます。

そこで、来年もどうかと、同じことをやるのじやないかというお尋ねでありますが、来年のことをいま申し上げると大変な間違いを起こすおそれがありますから申し上げませんが、裁判所がどういう計画をされるか、それによって私どもも最小必要とするものはやはりお願いをしなきやならぬ事態になるのじやないかと、かように考えておるわけでございます。

味では非常に受動的なものでござります。したがいまして、事件の数が長い将来にわたって一体どういうふうに変動していくのかということが非常につかみにくい面があるわけでございます。これは単に量的な面だけではなく、質的な面についても同様でございます。先ほど来申し上げております特別の損害賠償事件とか、差しとめ訴訟事件というものをとりましても、これは大分前から予想されておつたというふうには必ずしも申せないわけでございまして、比較的最近になりましてかなり急激に伸びてきた事件というふうに言えるであります。そういうふうに事件の質及び量の両面から見まして、長い将来にわたっての予測というものを非常に立てにくく面がございまして、そういう面からあるいはどちらになりますと場当たり的というふうにごらんになる場合もあるのではないかというふうに考へるわけでございます。

それからもう一つの問題は、いま大臣仰せにな

りましたように、裁判所の職員特に裁判官につきましては、どこからでもすぐに持つてこられるとい

うものではございません。充員については十分

いたしまして、その裁判官の増員をお願いいたし

ましたものが果たして実際に充員できるか、埋ま

るかどうかということが問題でございまして、空

の定員だけをお認めいただければ意味がないわけ

でございます。そういうようなことを考えまし

て、結果的には非常に少數な増員を毎年々々お願

いするという結果になりました。はなはだ恐縮でございますが、やはりしばらくの間はそういう形

で進まさるを得ないのでないかというふうに、

いまのところ考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 立法の考え方とどうものを考えな

いで、毎年々々考えていこうとこうおつしやられ

ますけれども、いままた御答弁の中にもいろいろな事件が起きてくる、長い将来いろいろな問題が

つかみづらくなってくる、公的私的もそうだと、

また、質及び量に及んできてそななつていくのだ

と、こういうふうな御答弁がございましたけれども、私がちょっと調べてみたところによりますと、大臣の先ほどの趣旨説明の中にはあります「地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更正事件及び差止訴訟事件の適正迅速な処理を図るため」というこの第一点の一番主眼点とされている問題点でございますが、この問題は事件が起きたから、いま御答弁がありましたように長い将来に向かってという御答弁がありましたが、実は五十年の三月十三日に七十五国会において「地方裁判所における特殊損害賠償事件等」という趣旨説明の中にもあるわけです。あとは省略しま

す、限られた時間ですから。残念ながらもう少し詳しくやりたいのですけれども。

それから第七十七国会においてここにもまた「地方裁判所における特殊損害賠償事件及び行政事件の適正迅速な処理を図るため」とこうあります。

その後にまだ事項は続いておりますけれども。

それからさらには、八十四国会において五十二年

三月二十二日、「地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更正事件及び会社更正事件の適正迅速な処理を図るため」と、そして「地方裁判所における特殊損害賠償事件及び会社更正事件、家庭裁判所における特殊損害賠償事件及び会社更正事件、家庭裁判所における特殊損害賠償事件及び会社更正事件の適正迅速な処理を図るため」と、そ

うして、今回また八十四国会における先ほどの趣旨説明における「特殊損害賠償事件に増員をするため」と、この問題だけでも続いているわけ

です。事件がころころ変わっていくと、そのため

どちらのべきかという長期的な問題と合わせながら、長期計画と合わせながら充足面をどうすればいいのだという計画に立っていくしかなければ、また

先ほども御答弁がありましたように来年はまた来

年でどうやら予定でござります。ですから、

八年国会におきましては、判事補が十五人、それから一般的の職員といたしましては定員の削減分を差し引きました残りが裁判所事務官五人というこ

とでござります。今回お願いしておりますのは、

人、こういうふうにやっております。ですから、何らか私は見直して考え直していかなきゃいけないのじゃないか。先ほども寺田委員の方から会社

更生問題等、一つの点を取り上げられましたけれども、具体的な事例のこの案件等見ていくて、将来の見通し、今後ふくそうしてくる問題等を考えながら、見込みをつけられる点もあるのじやなかろうかと思うのですが、そういう意味から長期的な考え方と、その充足をしていく問題とあわせながら、どういうふうなお考えを持つっているか伺っておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいま仰せの将来の見込みがつかないかという点でございますが、これは確かにおつしやいますように全然つかないというわけのものではございません。

この種の事件が将来少しずつ伸びていくであろ

うというふうな事件の種類もございましょうか。

あるいは恐らく横ばいであろうというふうに予測

できる事件もございましょうと思います。そういう意味では全然将来にわたっての予測がつかない

ということは言えないかと存じますが、事増員と

いう関係で申しますれば、毎年毎年やはり裁判官

の充員との関係ということで考えますと、毎年や

はりお願いしていかざるを得ない。もちろん一挙

に、ある程度近い将来、たとえば数年分をまとめて増員をお願いして、その間欠員で置いておくと

いう、そういう手段もあるいはないわけではございませんが、そこ辺のところはやはり少しは私

どもの方としても慎重に検討させていただきたい

い、かように考えます。

○宮崎正義君 なかなか大変だと思います。わか

りますけど、何となく私もわからないわけじやございませんけれども、わかっていて質問をしてい

ておられます。で、これの充員でござりますが、判

事は昨年の十二月一日以後におきましても、若干

充員の関係でございますが、この十六ページの資

料にてござりますように、昭和五十二年の十二月一

日現在におきまして判事が六十五人、それから簡

易裁判所判事が三十一人の欠員ということになつ

ております。で、これらの充員でござりますが、判

事は昨年の十二月一日以後におきましても、若干

未と申しますが、四月になりますころには大体百

人をちょっと超えるくらいの欠員ができるという、

そういう予定でござります。ところが判事補から

四月の上旬に七十数名判事に任官の予定でござ

りますし、その他はからもし来られるというこ

とで、今年の四月十五日現在では欠員が二十名ち

よつとくらいになる予定でござります。

それから判事補でございますが、判事補は昨年の

十二月三十一日現在で欠員ゼロでござりますが、

この判事補につきましては、ただいま申しました
ように判事になる者が七十数名ございますほか、
少しおやめになる方もございまして、今回の増員
八人を加えまして、四月上旬現在で八十数名の欠
員が生ずると、こういうことに相なりますが、こ
の関係につきましては現在、昨日からも修習生か
らの判事補の任官の関係で面接をしておりまし
が、大体八十名前後現在志願者がございますの
で、大体四月上旬でこれは埋まるという予定でご
ります。

簡易裁判所判事でございますが、これは昨年の十二月末現在で三十一名の欠員ということになりますが、これにつきましても、その後若干おやめになる方が出てまいりますのと、それから少し判事を定年退官された方で簡易裁判事にならざる方があるというようなことを差し引きまして、四月の上旬で大体五十名くらいの欠員ということになるのではないかと思います。簡易裁判所判事につきましては、御承知のように裁判所法の特別任用の制度がございまして、今年の夏に採用とて、四月の上旬で大体五十名くらいの欠員といふことになるわけでございますが、大体今年の夏になりますとその欠員が全部埋まるところ予定でございます。したがいまして、実質的な欠員といたしましては、判事が二十名ちょっと四月上旬に欠員がまだ生じる。それ以外については四月の上有ないしこしの夏にはほぼ埋まるところいう予定でございます。

○宮崎正義君 私、初めから申し上げていますよう、大体の見通しというのは、いまのようなんだんづけられていくと思うのですが、素人の私なんかの考え方でも判事補の人が五百九十五名おいでになる、現定員が。それから判事の方は千二百六十八名おいでになる。こういったような合計の面から見ていましても、何となくわかるような気がするのであります。いずれにしましても欠員といふことがゆるがせない事実になつてきておりままでの、こういう点から考え合わせてみても、やはり何らかの定員というものを、定員法といいますか、そんなようなことの考え方というものを、

これはいいかどうかわかりませんけれども、もしある定員法なんていうものが考えられますと、これはまた問題点も出てくると思いますけれども、それはまあ臨時国会等で語りながらやっていくといふような行き方もあるだらうと思いますが、いずれにしましても、何らかの考え方というものをまとめて見る時点に来ているのじやなかろうかと思うのですが、この点伺つておきたいと思うのです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 每年毎年細かい数字の増員の定員法をお願いいたしましたが、恐縮でございますが、私どもいたしましたが、先ほど来申し上げておりますように、いろいろ困難な面はございますが、できるだけ見込みを立てまして立法の形式等につきましても法務省とも御相談の上で、ひとつ十分に検討してまいりたい、かようになります。

○宮崎正義君 簡易裁判所の書記官については、従来言われておりますが、これは私は素人でございますが、風聞するところによるといろいろなことを聞いているわけですが、その書記官については、本来決定権を有しない書記官が事件処理の実質的判断に関与するようなことが生じているのじやなかろうかというような問題が従来指摘されているのじやなかろうかと、こう思うわけでですが、現在はそういうことはございませんか、伺つておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 簡易裁判所の書記官が事件の実質的判断に関与しているのではないかという指摘があつたといふことでございますが、恐らくそういうことをおっしゃる方が考えておられるのは、たとえば略式命令の事件でござりますとか、支払い命令、督促事件でござりますとか、そういうふなことを頭に置いておつしやつておるのではないかろうかというふうに想像いたしますが、この略式命令とか、督促の事件につきましては、確かに裁判官が自分で一字一字字を書くということはしていないといふ意味では書記官が書いている場合もあるわけでござりますが、事その事件の中身、実体的な判断につきまし

ては、たとえば略式命令では当該被告人にどれだけの罰金を科するとか、督促命令につきましては支払い命令をこの種の事件で出してもいいかどうかがというふうな実体的な判断につきましては、これは終始いまだかつて書記官に任せたというようなことはまずないものと考えております。裁判官がすべて判断をする。ただそれを実際に支払い命令とか、略式命令とか、書面にいたす場合に、実際は書記官あるいは事務官に筆をとって書かせるという場合はあるかと存じます。そういう意味でのつまり事務補助として使う場合はあり得ますのも、事実体的判断に關する限り書記官に任せるとということは決してないというふうに御理解をいただきたいと思います。

昭和三十年について見ますと、地方裁判所の分担割合は四二・五%でございまして、簡易裁判所は五七・五%と、こういうふうになつておつたわけでございます。それが物仙の高騰等によりましてだんだん地方裁判所へ行く事件が多くなつてしまいりまして、四十五年の改正前におきまして、つまり四十四年について申し上げますと、地方裁判所の方が六八・七%、簡易裁判所の方が三一・三%、こういうことになつたわけでございます。それから、四十五年の改正、これは年度途中でございますので、その改正後の四十六年について見ますと、三十万円に上がりました結果、地方裁判所が五一・六%、簡易裁判所が四八・四%と、こういうふうに少しまだ簡易裁判所の方に係る事件が多くなつたわけでございます。それがまだなんどん物価の高騰等で変わつてしまいまして、昭和五十一年度、これは一昨年でございますが、見て見ますと、地方裁判所が六四・三%、簡易裁判所が三五・七%というふうにまたまた地方裁判所に来る事件が非常に多くなつてしまいまして、前回、四十五年に改正をお願いいたしました一、二年前の状態にすでに達しております、こういう状況でございます。

なお、ちょっといま三十年に十万円に改正と申し上げましたが、二十九年に改正になつたわけでございまして、その翌年の三十年についてただいま申し上げた次第でございます。

結局現在、恐らく昭和五十二年度におきましては、四十五年度に三十万円に改正になりました直前の状態に達してきたというふうに言えるでありますかと存じます。

○宮崎正義君 これは法曹時報ですか、二十九年の十一号のところでありますが、五十一年度の簡易訴訟事件における弁護士の選任率、こういうふうな面から見ていきましても本人の訴訟が六九・六であります。これは四十年時代と余り変わらないのですね、本人訴訟といふものは、いずれにいたしましても、いまお話がありましたように、地裁の方にどんどんよえていくということ、これ

らの考え方から考えてみても、裁判権の第一項がこれでいいかどうかということは、いろいろな諸問題があると思いますけれども、この点なんかも

私はもうひと段階深いいろいろな面から聞いていきたかったのですが、時間がございませんので、この程度でこの問題については触れたくないと思うのですが、いずれにいたしましても、四十六年に五・六%で、今度はまたさらに五十一年では六

四・三%というようになつて、そして今年度はもつと当初以上になるのじやないかといふ御説明がありました。そういうものを本人訴訟だとか弁護士の問題だと、いろいろなものをひつくるめましてお考えを何かしなければいけないのじやないかなというふうに思うのですが、いかがでございますか。

ようになつておるといふことは、それだけある意味では本人訴訟が多くて、簡易、迅速に行うべき簡易裁判所の事件が逆に減つておるということを意味するわけでござりますから、言つてみれば、当事者にとってみますと近くの簡易裁判所で事件を処理してもらえたのに、遠くまで行かなければいけない、いろいろな事態が生じてゐるわけですが、

いたいとしない事態が生じておるわけでござります。そういうことから考えてまして、私どもといなす。拡張——拡張といいますよりは、物価指數等に相応した、つまり前の状態に戻すということになるわけでございますが、つまり現在で言いましたら三十九万円を幾らかに上げるということに現実にはなりますが、そういうことをお願いしなければいけない時期がだんだん近づいてきておるというふうに考えておるわけでございます。ただ、この点につきましてはいろいろ問題もございます。あるいは反対もあるかもしれませんので、簡易裁判所の本來のあり方ということとも関連しているい議論もありますところでもございますので、私どもといたしましてはこの問題いすればやらなきやいかぬといふ、そういう前提でいろいろ御協議も申し上げ、

○宮崎正義君 定員等の問題等もこんなもの引つ
検討を続けてまいりたいと、かように考えており
ます。

くるめいろいろあると思うのですね。それで私は伺つたわけですが、問題を変えまして、裁判所の予算のあり方についてひとつお伺いをいたしました

判所の予算の率といいますか、もうほかの省庁といふのは、その予算というものが国の予算がどんどん膨張していくに従つて、過大になっていくに従つて、それぞれの各関係省は相当多額な予算率というようになつてきていているわけですが、相対的な国の予算に対する裁判所の予算、これやはり定員法の問題等にひつくるめて大きな問題が出てくると思うのです。先ほど申し上げましたような将来計画というか、その充足といいますか、それらの

問題等含めましてでも予算というものは遠慮なくやつていかなければならぬ。先ほども寺田委員からも大臣に要請をされておりましたけれども、この点につきましてどんなふうにおとりになつていいるか、お考えになつておられるか、将来どうするのか。

所の予算の国の予算の中で占める比率でございま
すが、ただいま当院で御審議いただいております
予算、昭和五十三年度の予算案について見ます
と、裁判所の予算が千六百二十二億数千万円とい
うことでございまして、国の予算との比率で申し
ますと○・四七三%ということになつております
。この裁判所の予算の国の予算に占める比率に
つきましては、過去を見てみますと、たとえば昭
和二十三年度予算について見ますと○・五〇一%
でございまして、ただいまよりは少し上というこ
とになつております。中途の段階におきましては
○・九%を超えたような時期もござります。果た
して現在○・四七三%という比率がいいのか悪い
のか、裁判所の予算はどうあるべきかという問題
でございますが、御承知のように裁判所の予算是

大部分が人件費の予算でございます。昭和五十三年度の予算案について見ましても八十数%までが人件費予算でございます。国の予算はそのときど

きの情勢によりましていろいろ変わってきておりますけれども、何と申しましても政策的な予算といふものが国の予算の中ではかなり大きな比率を占めておるわけでございまして、たとえば社会福祉関係の予算でござりますとか、建設関係の予算

でござりますとか、そのときどきの予算、人件費以外の予算の占める比重はかなり大きいわけですが、ざいまして、そういうことを勘案いたしますと、裁判所の予算が国の予算の中での程度を占めるのがいいのか悪いのかということは、必ずしも一概に言うことは困難なわけでございまして、裁判所といったまでは必ずしも十分とは申せないわけでございますが、それはそれなりにやはり人件費以外の予算もかなりはとつてきているというこ

となるわけでございまして、いまのところは十分とは言えませんが、一応はますますこれで何とかやっていけると、そういう予算になつておるわけでございます。ただ、仰せのように、なお努力を続けなきやいけないことはそのとおりでございまして、今後とも予算の獲得につきましては十分

○宮崎正義君 そのときどきいろいろな事態に關して増額を、予算を見ていくとどうようなお詫びがありますけれども、裁判所の営繕費なんという問題なんかも、これは一般等で質問すればよろしいのですけれども、全体の面から考えられて、その建物等に対して裁判所がどういうふうな自分の所属している営繕の対策といいますか、営繕対策というものをどういう計画を持つていいのか、そういうようなこともあわせておやりになつていいわけなんでしょう。でありますれば、今日の営繕に對する計画性といいますか、どこをどうしなければならないかといふことも十分お考えになつていいと思うのですが、この点なんかいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 裁判所の

營繕の関係の予算でございますが、裁判所の施設の数といったしましては全国で約六百の施設があるわけですが、そのうち約四百四十ぐらいは現

在もうすぐでに整備中でございまして、その残りからもうすぐでに整備しなければいけない所ということに相なるわけでございます。これにつきましては裁判所といたしましては計画をいま立てておりますて、たとえば今年で申しますと二十字ばかりを整

備するということで、予算としては約百億でござりますが、それで整備をすることになります。今後とも、まあ具体的な計画は、ちょっと私直接の所管でございませんので、明年以後の具体的な計画というものを申し上げることはちよつとここではできませんけれども、やはり計画を持って逐次整備を続けるということをやっておるわけございます。

○宮崎正義君 総務局長さんですから、総務です

から、あらゆる問題について御承知の上だといふことで私はお伺いしていたわけなんですが、いざこれにいたしましても将来計画といいますか、そういう御計画をお示し願えれば非常によろしいのじやないかと思います。先ほどの寺田委員の要請事項ということもあわせながら、今度は大蔵省を、

三月の十日に、当委員会の委員長初め、寺田委員、私ども、法務省の視察をいたしました。そのときには台東区にあります建物の件につきまして、あの状態を裁判所として適当であるかどうかについてを一言お伺いしておきたいと思うのです。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 台東簡易裁判所の庁舎、宮崎委員がごらんになりましたように、法務局の出張所の庁舎の一部をお借りしておりまして、またその敷地の中にも一部法廷とか調停室等を建てさせていただきまして、そこで執務をしておるという状況でございます。決して適当な庁舎とは全然考えておりませんで、先ほど申上げましたまさに今後整備をしなければいけないこういう庁舎のうちの一つと、その中でもでき

ましたらかなり早くやらなければいけない戸舎と
いうことになつてゐるわけでございます。ただ、
これについて後でお尋ねがございましたら申し上
げますが、少し事情がございましてちょっと簡単
にはいかないということに現状ではなつておる次
第でございます。

○宮崎正義君 はつきりおっしゃつていただける
ものははつきりおっしゃつていただいて、そして
改良すべきは改良する、やるもののはやるというふ
うな形をとつていませんと、私はちょっと心配
でございます。御案内のように、小学校がすぐそ
ばに真ん前にございます。それから、登記をされ
た都民の方がいっぱいあそこに集まつてきます。

ごつた返している中に刑のまだ決まらない方々等
が、裁判中の方々があそこへ行かれましてどんな
思いをされるのか、またそれを見た方がどんなふ
うに思いをされるのか、複雑な気持ちがあるよう
に思いますし、またあの簡易裁判所の実態の実情
の姿から見ていいのかなということを国民の一人
として感じたわけでございます。差し支えない限
りお話を聞いていただいた方が優先的にあれを考え
ているのだという御意思がそこに通するのじやな
かるうかと思うのですが、いかがでございます
か。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 戸舎の未
整備の中でも、法務局の出張所と同居と申しま
すが御一緒に住んでおるというのは、実は全国広
いといえどもここだけでございます。できるだけ
早く何とかしなきゃいけないということは実はあ
るわけでございますが、もう少し申し上げます
と、実はこの台東簡易裁判所の戸舎の敷地につき
ましては、別個戸舎の敷地を大分前に確保してある
わけでございますが、これが実は細かいことは私
存じませんが、前の所有者との間で訴訟が実は起
こつております。現在その訴訟が東京高等裁判
所に継続中でございます。それが何とかなりませ
んことには、たとえ予算をいただきましても次に
建てるといふことがなかなか困難である。その訴
訟が解決して國の所有ということが確定いたしま
ま

すれば、その段階で早急に予算の措置を講じまし
て建物を建てるに、こういう運びにしたいという
ふうに考えておるわけでございまして、何分その
ものははつきりおっしゃつていただいて、そして
改修すべきは改修する、やるもののはやるというふ
うな形をとつていませんと、私はちょっと心配
でございます。御案内のように、小学校がすぐそ
ばに真ん前にございます。それから、登記をされ
た都民の方がいっぱいあそこに集まつてきます。

○宮崎正義君 建物自体も近代的な非常にいい建
物だと昔は思つたのです。いまでは暖房をやるに
しましても、また暑いときにはあの建物の状態か
ら見ていましても、非常にあそこで職務をされ
ている方々の健康問題等もこれは考えていかなき
やならない。そういう面から私は考えながら、先
ほど申し上げました風紀といいますか、そういう
たような問題から一言伺つたわけであります。内
容につきましては、いま訴訟中のものというこ
とも薄々は聞いております。聞いておりますが、あ
えて取り上げまして、お考えを明らかにしながら
対処しなきゃいけないのじやないか。そこに執務
している人たちのことを十分に頭の中にお考え願
つて、またその周辺の方々のこともお考えになつ
た上で、処理をしていくように御努力を願いたいと
思ひます。

ついでに、これは裁判所の問題じやございませ
んけれども、いま調査に歩いた関係でそのことに
ちよいと触れまして法務局の方にも御質問をひと
つしたいと思うのですが、実は登記所、二ヵ所あ
らかじめ選定して見させていただきました。その
中で大体いいのと、それから悪いのという二通り
のことで御案内をしていただいたわけであります
が、これも現状ではできない、そういうこと等の
問題を一挙に解決する意味で、先ほど申しました
ように豊島出張所を新設して、この問題を解消し
たいというふうに現在のところ考えておるわけで
ござります。

○宮崎正義君 現場調査をやられましたでしょ
うか、おみずから。

○政府委員(香川保一君) 民事局長になってから
まだ見ておりませんが、官房長時代に見まして、
そして先ほど申しました予定の国有地の方も見て
まいつたわけでござります。

○宮崎正義君 局長さんにおなりになつてひとつ
またごらんになるといいと思います。これは法務
大臣も大変御多忙でございまして、うけれども、こ
の板橋の出張所を行つて見た方が私はいいんじや
ないかと思います。とにかく火災があつたらあれ
が、いま大臣がちょっとお席をお立ちになつてお
られるので、法務局の方に板橋の出張所ですね、
非常に機械化して合理化してきておりますが、そ
れでかなり事務量というものは救われてきており
ます。全自動賃本作成機、ござりますね。これな

ころでございますので、ひとつ御理解をいただき
たいと存じます。

○宮崎正義君 建物自体も近代的な非常にいい建
物だと昔は思つたのです。いまでは暖房をやるに
しましても、また暑いときにはあの建物の状態か
ら見ていましても、非常にあそこで職務をされ
ている方々の健康問題等もこれは考えていかなき
やならない。そういう面から私は考えながら、先
ほど申し上げました風紀といいますか、そういう
たような問題から一言伺つたわけであります。内
容につきましては、いま訴訟中のものというこ
とも薄々は聞いております。聞いておりますが、あ
えて取り上げまして、お考えを明らかにしながら
対処しなきゃいけないのじやないか。そこに執務
している人たちのことを十分に頭の中にお考え願
つて、またその周辺の方々のこともお考えになつ
た上で、処理をしていくように御努力を願いたいと
思ひます。

ついでに、これは裁判所の問題じやございませ
んけれども、いま調査に歩いた関係でそのことに
ちよいと触れまして法務局の方にも御質問をひと
つしたいと思うのですが、実は登記所、二ヵ所あ
らかじめ選定して見させていただきました。その
中で大体いいのと、それから悪いのという二通り
のことで御案内をしていただいたわけであります
が、これも現状ではできない、そういうこと等の
問題を一挙に解決する意味で、先ほど申しました
ように豊島出張所を新設して、この問題を解消し
たいというふうに現在のところ考えておるわけで
ござります。

○宮崎正義君 現場調査をやられましたでしょ
うか、おみずから。

○政府委員(香川保一君) 民事局長になってから
まだ見ておりませんが、官房長時代に見まして、
そして先ほど申しました予定の国有地の方も見て
まいつたわけでござります。

○宮崎正義君 局長さんにおなりになつてひとつ
またごらんになるといいと思います。これは法務
大臣も大変御多忙でございまして、うけれども、こ
の板橋の出張所を行つて見た方が私はいいんじや
ないかと思います。とにかく火災があつたらあれ
が、いま大臣がちょっとお席をお立ちになつてお
られるので、法務局の方に板橋の出張所ですね、
非常に機械化して合理化してきておりますが、そ
れでかなり事務量というものは救われてきており
ます。全自動賃本作成機、ござりますね。これな

て約登記申号事件で八万件をオーバーいたしました
て、職員数が三十五名でござりますが、賃金職員
等を入れまして、三十九名ぐらいになつておるか
と存じますが、私どもの全国的な負担平均から申
しますと、やはり相当過重になつておると。しか
し、ごらんいただきましたとおり非常に狭隘でござ
いまして、職員をこれ以上配置する余裕も狭く
はないわけでございまして、これをどうするかと
して、結論いたしましては、現在板橋の出張所
は板橋区と豊島区を管轄しておるのでござります
が、大体、板橋区の事件が六割、豊島区の事件が
四割ぐらいの割合だと思います。そこで、ちょうど
豊島区の中にかつこうの国有地がござりますの
で、その国有地の所管替えを受けて、そこに豊島
出張所を新設いたしまして、分割することになる
わけでござります。そしてさらに狭隘なために、
現在板橋区の一部を練馬出張所の管轄に移してお
りまして、交通事情等から申しますと、練馬出張
所で管轄しておる板橋区の一部は、むしろ板橋の
出張所の管轄にした方が合理的なのでござります
が、これも現状ではできない、そういうこと等の
問題を一挙に解決する意味で、先ほど申しました
ように豊島出張所を新設して、この問題を解消し
たいというふうに現在のところ考えておるわけで
ござります。

○宮崎正義君 現場調査をやられましたでしょ
うか、おみずから。

○政府委員(香川保一君) 民事局長になってから
まだ見ておりませんが、官房長時代に見まして、
そして先ほど申しました予定の国有地の方も見て
まいつたわけでござります。

○宮崎正義君 局長さんにおなりになつてひとつ
またごらんになるといいと思います。これは法務
大臣も大変御多忙でございまして、うけれども、こ
の板橋の出張所を行つて見た方が私はいいんじや
ないかと思います。とにかく火災があつたらあれ
が、いま大臣がちょっとお席をお立ちになつてお
られるので、法務局の方に板橋の出張所ですね、
非常に機械化して合理化してきておりますが、そ
れでかなり事務量というものは救われてきており
ます。全自動賃本作成機、ござりますね。これな

身動きがとれないのじやないかと思う。これはえ
らい事態になつていて。もう道路は狭い、もう
全部いま車で行き来する人ばかりになりまし
たものですから、その車がもう駐車しちゃいけな
いところまで駐車している、警察の世話になつて
いる。それで所長さんは一日に少なくとも三回は
おられるというのです。どなればなぜやならない
ふうに考えておるわけでございまして、何分その
訴訟の帰趨がどうなるかということとの関係がござ
りますので、あすにでもというふうにちょっとと
申し上げるわけにはまいらないと、そこら辺のと
ころでござりますので、ひとつ御理解をいただき
たいと存じます。

○宮崎正義君 建物自体も近代的な非常にいい建
物だと昔は思つたのです。いまでは暖房をやるに
しましても、また暑いときにはあの建物の状態か
ら見ていましても、非常にあそこで職務をされ
ている方々の健康問題等もこれは考えていかなき
やならない。そういう面から私は考えながら、先
ほど申し上げました風紀といいますか、そういう
たような問題から一言伺つたわけであります。内
容につきましては、いま訴訟中のものというこ
とも薄々は聞いております。聞いておりますが、あ
えて取り上げまして、お考えを明らかにしながら
対処しなきゃいけないのじやないか。そこに執務
している人たちのことを十分に頭の中にお考え願
つて、またその周辺の方々のこともお考えになつ
た上で、処理をしていくように御努力を願いたいと
思ひます。

ついでに、これは裁判所の問題じやございませ
んけれども、いま調査に歩いた関係でそのことに
ちよいと触れまして法務局の方にも御質問をひと
つしたいと思うのですが、実は登記所、二ヵ所あ
らかじめ選定して見させていただきました。その
中で大体いいのと、それから悪いのという二通り
のことで御案内をしていただいたわけであります
が、これも現状ではできない、そういうこと等の
問題を一挙に解決する意味で、先ほど申しました
ように豊島出張所を新設して、この問題を解消し
たいというふうに現在のところ考えておるわけで
ござります。

○宮崎正義君 現場調査をやられましたでしょ
うか、おみずから。

○政府委員(香川保一君) 民事局長になってから
まだ見ておりませんが、官房長時代に見まして、
そして先ほど申しました予定の国有地の方も見て
まいつたわけでござります。

んかを用いますと相当の人数というものが軽減されてくるわけです。一基約四百万だとも言われております。こういうふうな全自动膳本作成機といふものを今度はひとつ入れましたよと言つても建物の問題になつてくる。そういうふうと機械化していくこう、省力化していくことになりますと、施設関係、營繕の問題といふものが一連の予算といふものにつながつてくるということになつてまいります。

裁判所におけるその營繕の問題等も、いま一つ私は例を挙げて申し上げたわけありますが、こういう実情と実態というものをやはり最末端の中に入つていつて初めて、その御苦勞なさつていることが私はわかるのじやなかろうかと思うし、同時に私どもも、ああ大変だなあ、こんなこと知らぬで申しわけなかつた、こういうふうにも私は思つてあの視察をさしていただいたわけですが、こういうものについてひとつどんなふうなお考えを持つておられますのか、この点を伺つておきたいと思うのです。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 板橋法務局の出張所

に限らず、私はできるだけ法務省関係の施設等を直接見たいという考え方を持っております。持つておりますが、御承知のとおり非常に日浅くしかも連続して国会中なものですから、そういう時間的余裕がなくてまことに申しわけありません。

法務局、あるいは出張所の整備については局長からお答えしたと思いますが、できるだけ速やかに整備をしなきやならぬということで、計画的にいま進めておるわけでござります。執務される方もあるいはこれを利用される方も大変なところあるわけでございますが、しかも法務省のこの法務局の出張所は非常に歴史が深い、長いところが非常に多くございまして、近代に至りますと非常にいづれから見ても不便といいますか、支障を來すと、こういうところがあるようでございます。

会施設の整備をし、また事務機等も近代化して執務者にも利用者にも便宜を圖りたいと、かような趣旨でいま鋭意努力をしております。多少時間が

出ましたら、板橋の出張所もぜひ私みずから見てみたいと思っております。
○宮崎正義君 大蔵省の方に、何か大蔵省の官財の土地なんかあるかどうかもこれお調べ願つて、いま大臣のお話がございましたようにひとつお考えを願えれば幸いだと思います。どんなにか待つていいかと、私は想像にかたくないと思ひますので、この点は要請をしておきます。

それから、昨年の九月に円山委員、そのほかの方と一緒に広島の高裁の管内を視察いたしました際にも非常に感じたことは、先ほど寺田委員が一つの会社更生法の事件のことについてお取り上げになりましたけれども、近年まことに厳しい社会になりましたけれども、この種の事件が次第にふえてきて、複雑多岐にわたる経済情勢等を反映いたしまして、複雑多岐にわたりたるもののがどんどんふえていく傾向になつてゐるが、こういふ事件がどうしても必要になります。そのためには裁判官がその種の事件を処理するためには自然科学上の知識、物理学でござりますとか、そういう面の知識がどうしても必要になります。裁判所といたしましては、この種の事件が次第にふえてきておるということが予想されてきます。これらに対応するためには最高裁としてはどのように対処されているかと聞いておるのか。たとえば裁判官等の研修等、先ほどの御説明がございましたけれども、あるいは私は人事局長がおいでになればこの問題を具体的にいろいろな角度から伺つておきたかったのでございますが、P.C.B.の問題とか、カドミなどとか、スモンドとか、イタイイタイだとか、道交法だとか、いろいろな諸問題が多岐多様にあらわれておるといふ実情から勘案しまして、寺田委員の質問のお考えの点を聞きかつ議論をするというふうなことがあります。これは公害問題とか、交通事故等の特殊な専門的な技術的な内容の事件がどんどん増加されるということが予想されてきます。これらに対応するためには最高裁としてはどのように対処されているかと聞いておるのか。たとえば裁判官等の研修等、先ほどの御説明がございましたけれども、あるいは私は人事局長がおいでになればこの問題を具体的にいろいろな角度から伺つておきたかったのでございますが、P.C.B.の問題とか、カドミなどとか、スモンドとか、イタイイタイだとか、道交法だとか、いろいろな諸問題が多岐多様にあらわれておるといふ実情から勘案しまして、寺田委員の質問のお考えの点を聞きかつ議論をするというふうなことがあります。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど寺田委員から更生事件に関してお尋ねがございましたので、特殊の損害賠償事件でございますとか、現

めに訴訟関係の事件について簡単に申し上げますと、この種の事件はたとえば騒音の問題でござりますとか、日照の問題でござりますとか、そのほか薬品、食品、医療過誤、種々雑多なそういう特殊の損害、特殊の公害と申しますか、そういうものが原因となって起こつてくる事件でござります。

そのためには裁判官がその種の事件を処理するためには自然科学上の知識、物理学でござりますとか、そういう面の知識がどうしても必要になります。裁判所といたしましては、この種の事件が次第にふえてきておるということが予想されてきます。これらに対応するためには最高裁としてはどのように対処されているかと聞いておるのか。たとえば裁判官等の研修等、先ほどの御説明がございましたけれども、あるいは私は人事局長がおいでになればこの問題を具体的にいろいろな角度から伺つておきたかったのでございますが、P.C.B.の問題とか、カドミなどとか、スモンドとか、イタイイタイだとか、道交法だとか、いろいろな諸問題が多岐多様にあらわれておるといふ実情から勘案しまして、寺田委員の質問のお考えの点を聞きかつ議論をするというふうなことがあります。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど寺田委員から更生事件に関してお尋ねがございましたので、特殊の損害賠償事件でございますとか、現

めに訴訟関係の事件について簡単に申し上げますと、この種の事件はたとえば騒音の問題でござりますとか、日照の問題でござりますとか、そのほか薬品、食品、医療過誤、種々雑多なそういう特殊の損害、特殊の公害と申しますか、そういうものが原因となって起こつてくる事件でござります。

そのためには裁判官がその種の事件を処理するためには自然科学上の知識、物理学でござりますとか、そういう面の知識がどうしても必要になります。裁判所といたしましては、この種の事件が次第にふえてきておるということが予想されてきます。これらに対応するためには最高裁としてはどのように対処されているかと聞いておるのか。たとえば裁判官等の研修等、先ほどの御説明がございましたけれども、あるいは私は人事局長がおいでになればこの問題を具体的にいろいろな角度から伺つておきたかったのでございますが、P.C.B.の問題とか、カドミなどとか、スモンドとか、イタイイタイだとか、道交法だとか、いろいろな諸問題が多岐多様にあらわれておるといふ実情から勘案しまして、寺田委員の質問のお考えの点を聞きかつ議論をするというふうなことがあります。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど寺田委員から更生事件に関してお尋ねがございましたので、特殊の損害賠償事件でございますとか、現

めに訴訟関係の事件について簡単に申し上げますと、この種の事件はたとえば騒音の問題でござりますとか、日照の問題でござりますとか、そのほか薬品、食品、医療過誤、種々雑多なそういう特殊の損害、特殊の公害と申しますか、そういうものが原因となって起こつてくる事件でござります。

そのためには裁判官がその種の事件を処理するためには自然科学上の知識、物理学でござりますとか、そういう面の知識がどうしても必要になります。裁判所といたしましては、この種の事件が次第にふえてきておるということが予想されてきます。これらに対応するためには最高裁としてはどのように対処されているかと聞いておるのか。たとえば裁判官等の研修等、先ほどの御説明がございましたけれども、あるいは私は人事局長がおいでになればこの問題を具体的にいろいろな角度から伺つておきたかったのでございますが、P.C.B.の問題とか、カドミなどとか、スモンドとか、イタイイタイだとか、道交法だとか、いろいろな諸問題が多岐多様にあらわれておるといふ実情から勘案しまして、寺田委員の質問のお考えの点を聞きかつ議論をするというふうなことがあります。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど寺

その前に、質問に関連がございますので一言申し上げたいと思いますが、裁判官及び裁判所職員の増員についてはこれはもう大変結構なことだと私は思っております。したがって、今度の改正につきましては結論的には賛成でございますが、と同時に大いに不満がございます。というのは、官崎委員が御指摘のように、どうもこの定員法の改正というのはこの十数年、二十年近く毎年ちびちびというかけちけちというか、少しずつ少しずつ定員増をしておる。なぜもつと思い切った大幅な増員ができないのか、この点でございます。今度の改正でも、ですからむしろ増員が少な過ぎるという点で大いに不満を持っておりますけれども、このような前提に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず、総務局長にお尋ねいたします。
判事補の増員といいますと、先ほどからお聞きしますと、結局は新しく司法修習生を卒業して新任の判事補になってくるということで埋めていくしかないと思ふのでござりますけれども、そこで、さつき何か今度の司法修習生は八十人ぐらい裁判官の希望があるから大体八十人ぐらいとれそうだというお答えがございました。これは一体八十人しか希望者がいないのか、それとももっと大せいの希望者がいるのだけれども裁判官のふるいにかけて適格者としては八十人なのか、その辺がちょっとお聞きしたいのです。なぜかと申しますと、御承知のとおり裁判事務は、われわれ——私はまあ弁護士も兼ねておりますけれども、弁護士とか検事とかいうのは多少うつかりいたしましても裁判官がしっかりとおれば多少のミスは救済される。ですから、その意味で一番法廷審理について裁判官の職責というのは大切だと思うのです。その一番重責を担う裁判官ですかから採用についても大変慎重にお願いをしたい。現に、私ども、局長もそうですねけれども、私どもが裁判官になるころはかなり成績がよくなないと、もう最初からおまえ無理だから裁判官やめろと言つてあるいにかけられた状態でございました。いま先ほどの

八十人というのはどういう意味でございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 増員のことをつきまして御理解をいただき、御激励をいたしましたことに恐縮に存じております。

修習生から判事補への志望の人員、大体いま八十人くらいおるということを申し上げましたが、これがどういう経過で八十人になったかということもございますが、この八十人よりは少し多い数とでござりますが、たしか、最初修習生として研修所に入りました時期におきましたは、毎年のこ

とでござりますが、この八十人よりは少し多い数とでござりますが、たしか、最初修習生として研修所に入りました時期におきましたは、毎年のこ

とでござりますが、この八十人よりは少し多い数とでござりますが、たしか、最初修習生として研修所に入りました時期におきましたは、毎年のこ

とでござりますが、この八十人よりは少し多い数とでござりますが、たしか、最初修習生として研修所に入りました時期におきましたは、毎年のこ

とでござりますが、裁判所が指定しました期日、これがどういうものでございません。証拠調べ延期、変更が多いということもあるは一つの原因であるかもしれません。私ある時期に調べたところではござります。

○円山雅也君 先ほど申し上げたとおり法廷における裁判官の職責は大変重要でございますので、どうのこうのという形での区切りといふものは恐らくないのではないかというふうに横から見て想像しておるところでございます。

○円山雅也君 先ほど申し上げたとおり法廷における裁判官の職責は大変重要でございますので、どうのこうのという形での区切りといふものは恐

らくないのではないかというふうに横から見て想像しておるところでございます。

○円山雅也君 先ほど申し上げたとおり法廷における裁判官の職責は大変重要でございますので、どうのこうのという形での区切りといふものは恐

らくないのではないかというふうに横から見て想像しておるところでございます。

○円山雅也君 そうすると、いまの判事補の採用でござりますが、これはたとえばある一定の成績以上でしか選ばれないといふことはございませんが、この点はどうでござりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 民事訴訟の証拠調べ期日の指定につきましては、確かに日本においてはまだ円山委員御指摘のとおり、たとえば東京とか大阪とかいったような大都市の裁判所におきましてはいまおつしやいましたような事態があるかと存じます。ただ、ずっと田舎の方と申しますとあります。それでござりますが、比較的大都会ほど仕事が込んでおりませんところにおきましては、もう少し早く入るところもあるのではないかと存じます。

うふうなことはしていない。たしかに、全体としての能力の評価というものはこれはやはりあるわけであると存じますが、たとえば、何点以上がどうのこうのという形での区切りといふものは恐らくないのではないかというふうに横から見て想像しておるところでございます。

○円山雅也君 先ほど申し上げましたが、どうのこうのといふものでございません。証拠調べ延期、変更が多いということもあるは一つの原因であるかもしれません。私ある時期に調べたところではござりますが、裁判所が指定しました期日、これは弁論期日だけではございません。証拠調べ期日も含めてござりますが、決められました期日の三分の一が流れてしまう。実際は行われないとおもしれませんけれども、少なくとも現実に、たとえば民事の裁判で証人調べ期日を入れる場合に早くても三ヶ月先、遅い場合は半年も先と。これは恐らくは裁判所の御都合がつまり、三ヶ月先でなきやならない、六ヶ月先でなきや入らないといふことですかから、そうすると、弁護士の責任とは関係なく裁判所の裁判官の人数が絶対的に不足している結果ではないか。もし民事の裁判官の数がふえていたならば恐らくは一ヶ月半に縮まるだろう、また一ヶ月に縮まるだろうと思われるのですが、この点はどうでござりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 民事訴訟の証拠調べ期日の指定につきましては、確かに日本においてはまだ円山委員御指摘のとおり、たとえば東京とか大阪とかいったような大都市の裁判所におきましてはいまおつしやいましたような事態があるかと存じます。ただ、ずっと田舎の方と申しますとあります。それでござりますが、比較的大都會ほど仕事が込んでおりませんところにおきましては、もう少しやけでござりますが、この民事訴訟の延滞そのものが遅延する事がないように鋭意努力は続けなきやいけないとは考えておりますけれども、そういう意味でなかなかいろいろ複雑な原因が絡み合っておつて、裁判官の不足といふこともあるいは因であるかもしれませんが、それ以外の要素もかなり大きい面があるということ、これも円山委

員御承知のとおりでございますけれども、一言申し上げた次第でございます。

○円山雅也君 それなくとも、私も裁判官やりましたので、かなりの事件を抱えて、精いっぱいの事件を抱えて大変なもう時間もなくて、だからもっととふえたらしいなあと思っておりました。ところがどうもこの辺がわからんんですね。優秀な裁判官ができ上がるに裁判所はどういうわけか優秀な人材に限って事務関係のポストに持つてきちゃう。たとえば総務局長もそのとおりでございます。それから優秀になると所長に早くなっちゃって裁判から離れちゃう。私の同期なんか見ていてますと、ほとんどが優秀な連中はみんないま何か最高裁の事務関係とか司法研修所とか書記官研修所とかそんなところへ行っちゃう。そうするとこれはそれでなくても優秀な法廷に練達な裁判官が必要なのに、練達になると事務局へ持つていつちやといふのは、あれはどういうことなんでしょう。むしろ事務局関係のポストは事務局で鍛え上げた方がずっと司法行政手腕もあって事務がいいのじゃないでしょうか。法廷しか知らない練達な裁判官を持ってきても、だから予算の取り方がへたになつたり、それから司法行政が実際にうまくいかないのじゃないでしょうか。その辺はどうして練達な裁判官ほどみんな持つていつちやうんでしようが、事務関係のポストに。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 最初にお断り申し上げておきますが、私は決して優秀でもございませんし、練達でもございません。ただ、仰せになりましたように裁判所の事務局、最高裁判所の事務総局等に一定の数の裁判官出身者がおるということはそのとおりでございます。この必要性につきましてはかねがね当委員会でも御指摘をいたしましたが、何分最高裁判所のことをやるだけその実際の事務総局において行政事務をやるような人は少しくするようにといふことは常々考えておりまして、また現にそのようにやっておるわけでございますが、私どももいたしましても、でくるだけその実際の事務総局についております、事務総局でやつております司法

行政そのものがやはり全国的に見まして訴訟がいかに適正迅速に行われるかという準備をやるわけございまして、そのためにはやはり一定限度の数の裁判官はどうしても必要になるわけでござります。そういう意味でお事務総局等、調査官研修所教官等の任に当たっております裁判官の数を減らすべき努力はやはりしなければいけないといふことはおっしゃるとおりでございますが、何分いま申しましたようなことで、そう簡単にそれを訴訟の適正迅速、全国的に見た訴訟の適正迅速な処理のためにマイナスにはなつていいのだと、ううに私どもは考えておるわけでございまして、そこら辺のところひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○円山雅也君 なるたけひとつ優秀な裁判官は法廷に残すように御努力をいただきたいと思います。それから、裁判官の増員の問題ですけども、私が聞いた範囲でも世論のほとんどがたとえば民事の裁判違い、刑事の裁判違いと言ふと、それは裁判官をよやしやいいのだ、ほとんど世論はもうそぞういうふうに答えるし、それからこれは日弁連でもも行つた調査ですけれども、有識者へアンケートを出しまして、一体裁判がおくれる原因の最大の理由は何ですかというと、真っ先に裁判官が足りないのだというお答えが全員返ってきておる。これほど、事ほどさよう世論が一生懸命になっておりますから、そのうちにどんどん充員状況等も固まってまいりまして、その充員に見合つた増員を得なければ実質的な戦力の増大にならないというふうなことが一一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつておりますから、そのうちにどんどん増員になるわけですが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えしておりますよう気持ちは皆さんと同じだと私は思つております。ただし、裁判官という特殊な仕事を携わる人をどうなつかなか得られない、こういうことが一番の問題点だらうと思います。予算編成当時も、最初裁判所からいろいろ人員の増を政府に御相談になりましたが、そこで、はなはだ恐縮でございますが、どうなれば実質的な戦力の増大にならないといふふうな気がして、結局は要するに裁判官の充員がどうなるかということが一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつております。

○円山雅也君 これは結局そうすると補給源の問題で、司法試験制度そのものにまで入つてくる問題だと思いますのでこの辺で控えまして、時間があと残り少ないので大臣にお伺いをしたいと思います。

政府当局は、刑事の過激派裁判につきましては、恐らく、これいやな言葉ですけれども、俗に弁護抜き裁判と言われておりますので、その立法をどうせ近々御提案になるだらうと思ひますけれども、刑事事件ではそういうごく一部の訴訟の遅延に、裁判の遅延に對してそれだけ一生懸命になつて立法をされる。ところが民事の裁判につきましては、仮にさつき総務局長がお答えになつたけれども、いすれにしても世間のあれはもう全部民事に際しては遅い遅いとう言つてゐる。その遅いのを片づけるのはきわめて簡単で、民事の裁判官に

う。その补充もまた問題かもしだれませんけど、いずれにしてももう少しやしていい。そうしますと、いわゆる民事訴訟が遅い遅いという世論に対して大臣はどのようにお考えか一言お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 刑事、民事を問はず、先ほど來御意見もありましたように私ども同じ考え方でございますが、これは法律の実効を上げるということにならなければ何にもならないわけではありません。そういう意味で裁判所といつて、そこら辺のところひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○円山雅也君 なるたけひとつ優秀な裁判官は法廷に残すように御努力をいただきたいと思います。それから、裁判官の増員の問題ですけども、私が聞いた範囲でも世論のほとんどがたとえば民事の裁判違い、刑事の裁判違いと言ふと、それは裁判官をよやしやいいのだ、ほとんど世論はもうそぞういうふうに答えるし、それからこれは日弁連でもも行つた調査ですけれども、有識者へアンケートを出しまして、一体裁判がおくれる原因の最大の理由は何ですかというと、真っ先に裁判官が足りないのだというお答えが全員返ってきておる。これほど、事ほどさよう世論が一生懸命になつてますから、そのうちにどんどん増員になるわけですが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えしておりますよう気持ちは皆さんと同じだと私は思つております。ただし、裁判官という特殊な仕事を携わる人をどうなつかなか得られない、こういうことが一番の問題点だらうと思います。予算編成当時も、最初裁判所からいろいろ人員の増を政府に御相談になりましたが、そこで、はなはだ恐縮でございますが、どうなれば実質的な戦力の増大にならないといふふうな気がして、結局は要するに裁判官の充員がどうなるかということが一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつておりますが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えしておりますよう気持ちは皆さんと同じだと私は思つております。ただし、裁判官という特殊な仕事を携わる人をどうなつかなか得られない、こういうことが一番の問題点だらうと思います。予算編成当時も、最初裁判所からいろいろ人員の増を政府に御相談になりましたが、そこで、はなはだ恐縮でございますが、どうなれば実質的な戦力の増大にならないといふふうな気がして、結局は要するに裁判官の充員がどうなるかということが一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつておりますが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えしておりますよう気持ちは皆さんと同じだと私は思つております。ただし、裁判官という特殊な仕事を携わる人をどうなつかなか得られない、こういうことが一番の問題点だらうと思います。予算編成当時も、最初裁判所からいろいろ人員の増を政府に御相談になりましたが、そこで、はなはだ恐縮でございますが、どうなれば実質的な戦力の増大にならないといふふうな気がして、結局は要するに裁判官の充員がどうなるかということが一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつておりますが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えしておりますよう気持ちは皆さんと同じだと私は思つております。ただし、裁判官という特殊な仕事を携わる人をどうなつかなか得られない、こういうことが一番の問題点だらうと思います。予算編成当時も、最初裁判所からいろいろ人員の増を政府に御相談になりましたが、そこで、はなはだ恐縮でございますが、どうなれば実質的な戦力の増大にならないといふふうな気がして、結局は要するに裁判官の充員がどうなるかということが一番大きな問題、それだけではございませんが、一番大きな問題になつておりますが、なぜかといふと、それが法律の実効を上げるためにもならないわけでございまして、そういうことにならぬところでございます。裁判だけ今まで特例法をお願いすることにしておりますが、これまた全然別の意味でお願いしておるわけでございまして、ここで先ほど来いろいろ御意見もあり、また裁判所、私どもがお答えましてお聞かせいたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど円山委員御指摘になりましたとおり、裁判官、確かにだれがなつてもいいといふふうなものはございません。やはりそれなりの素質と能力を持つた方に来ておられます、事務総局でやつております司法は短い裁判官生活をしたわけありますけれども、いすれにしても世間のあれはもう全部民事に際しては遅い遅いとう言つてゐる。その遅いのを片づけるのはきわめて簡単で、民事の裁判官に

別に裁判官にならうなんて全然考えていなかった。さればといって私の性格から弁護士になると、いう気持ちもなかった。妙な言い方でございますが、私は大学の先生にでもなるかと、こう思つておつた。ところが、その当時の大審院の先輩の人に教えを乞つておりましたが、君は何としてでも裁判所に入れとこう言つて、そういうのかなと思つて入つた程度でございますが、ずっと前の人で、これはやっぱり待遇の問題がある。人間だれしも精神面だけじゃダメですから、待遇の改善をしなければいけない。先ほどお話しのよう、きわめて重要な役割をしていただく裁判官に、やはりそれにふさわしい人材を集めると、これが一番大切である。そういう意味で、ある程度裁判官は御承知のように待遇を他の一般公務員よりも上げることにしております。この上げるに、やはり公務員制度というのがあります。裁決官だけどうしてそんな特殊な待遇をするのだという議論もまたあります。これも程度の問題がありまして、なかなかそういうかない。これは弁護士さんの中でもたくさん優秀な人がいらっしゃるわけでございますが、やはり自由闊達にやれるということ、勤務を人に縛られないといふこと、と同時に人によるでしょうかけれども、一般論として何となく収入が多い、こういうことが私は原因しておるのじやないか。ざつくばらんな話をいたしますと、なかなかむずかしいことで、しかし考え方としては、私どもはできるだけふさわしい裁判官を多く充足したいものだと考えておることは間違ひございません。

○円山雅也君 最後に、これは要望でござります。

先ほどから寺田委員も官崎委員も一生懸命になって、この法務委員会で皆様の方に、予算を出しなさい、予算をわれわれ取ろうじゃないかとか、一生懸命になつて応援を出すのに、いや結構でござります、何かお答えがみんな、いや増員は足りておりますとか、結構なんで、まことに……、

いた。さればといって私の性格から弁護士になると、いう気持ちもなかった。妙な言い方でございますが、私は大学の先生にでもなるかと、こう思つておつた。ところが、その当時の大審院の先輩の人に教えを乞つておりましたが、君は何としてでも裁判所に入れとこう言つて、そういうのかなと思つて入つた程度でございますが、ずっと前の人で、これはやっぱり待遇の問題がある。人間だ

れしも精神面だけじゃダメですから、待遇の改善をしなければいけない。先ほどお話しのよう、きわめて重要な役割をしていただく裁判官に、やはりそれにふさわしい人材を集めると、これが一番大切である。そういう意味で、ある程度裁判官は御承知のように待遇を他の一般公務員よりも上げることにしております。この上げるに、やはり公務員制度というのがあります。裁決官だけどうしてそんな特殊な待遇をするのだという議論もまたあります。これも程度の問題がありまして、なかなかそういうかない。これは

弁護士さんの中でもたくさん優秀な人がいらっしゃるわけでございますが、やはり自由闊達にやれるということ、勤務を人に縛られないといふこと、と同時に人によるでしょうかけれども、一般論として何となく収入が多い、こういうことが私は原因しておるのじやないか。ざつくばらんな話をいたしますと、なかなかむずかしいことで、しかし考え方としては、私どもはできるだけふさわしい裁判官を多く充足したいものだと考えておることは間違ひございません。

○円山雅也君 最後に、これは要望でござります。

先ほどから寺田委員も官崎委員も一生懸命になつて、この法務委員会で皆様の方に、予算を出しなさい、予算をわれわれ取ろうじゃないかとか、一生懸命になつて応援を出すのに、いや結構でござります、何かお答えがみんな、いや増員は

足りておりますとか、結構なんで、まことに……、

だから予算が取れないのじやないかと思います。

法務大臣、ひとつ景気回復、経済成長も結構でござりますけれども、日本の法治国家の威信を高めるためにも、ぜひともひとつもう少しはでに予算を取つていただきまして人員の充実、いま申し上げた裁判官のあれだって俸給がある程度よければ増員も可能かもしれませんし、ぜひその点御努力をいただきたいと思います。

終わります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど来皆さんの御意見や御忠告を承つておりますが、私は非常に妙な言い方でございますが、非常に感謝しながら承つておるわけでござります。実のところ言いますと、政治にはいろいろな面があるわけござりますが、我田引水でなくて司法制度といふものは、国民生活の経済や教育以前の問題、国民生活の基礎条件を整えるのが法治国家の最大の責務であると思ひます。事裁判官の増員あるいは検察官の増員、こういうものに、失礼でありますけれども、政界で閑心を持たれる人が非常に少ない、率直に申し上げて。そういう状況ですから財務当局もなかなか積極的に人員増あるいは施設の整備をしようと、という意欲に欠けておりまして、最近はそれがだんだん私心をもってきておると思っております。

○委員長(中尾辰義君) 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二四四号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二四五号)(第二二一八八号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二九三号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二九四号)(第二二一六号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二二一七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二二五〇号)(第二二二六三号)(第二二二七一号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二二九六号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二二九七号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二二九八号)(第二二二一七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二二九九号)(第二二三七五号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二三一七号)

一、法務局第七百五十条の改正に関する請願(第二二三一七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二三七七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二三七九号)(第二二三八〇号)(第二二四三四号)(第二二四三五号)(第二二四三六号)(第二二四四五号)(第二二四六七号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二四七四号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二二四九九号)

(第二二五〇〇号)(第二二五三六号)(第二二五三七号)(第二二五三八号)

第一四四号 昭和五十三年二月十七日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願

請願者 島根県平田市平田町九二四ノ五

渡部妙子外五百九名

紹介議員 寺田 熊雄君

理由

日本経済が高度成長から低成長に激変しているものの不動産取引は、依然として潜在的需要をもちつつ活発化しており、特に政府の総合的不況対策として住宅生産、地域開発、公共事業投資の重点政策は今後ますます強化される状況である。国民の財産と権利を守る法務局の登記業務は、適正、迅速になされてこそ、国家としての不況対策が最大の効果を發揮することになるが、業務量の増大に対しても從事職員が全く不足している現状において業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。そのほかの法務局の業務である戸籍、国籍、供託、行政訴訟及び人権擁護事務などにおいても、国民生活に直結し、国家としての法的規範の基本をなすものであるが、これらの業務の遂行に必要な人員確保が絶対的に不足しており、これまで危機的状況に遭遇している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特に少年犯罪の深刻化によつて保護観察官の業務も複雑、高度化し、特に從来裁判所において取り扱われていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月から法務省に移されて以来、業務の増大が著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、航空機、船舶の大型化によつて出入国者が増大し、特に成田空港の開設を控えて、入管業務も著しく繁忙を極めている。そのほか、法務省の所管する業務は、すべての分野にわたつて複雑、多岐を極めており、現代社会において、民主國家としての「法による支配」が確立されなければ、國家の根幹を土台から崩壊するものとして重大な事態を招來することになり国民生活に多大の損害

を与えることになる。

第二一四五号 昭和五十三年二月十七日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都墨田区向島二ノ二一ノ四
村田廣子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二一八八号 昭和五十三年二月十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町七ノ一三ノ
一ノ三ノ五〇一 紙谷順子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二一九三号 昭和五十三年二月十八日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 青森県弘前市桜ヶ丘三ノ八ノ三
中里建嗣外百三十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二一九四号 昭和五十三年二月二十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市熊野町一ノ一一ノ五
二 藤田瑞恵

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二二一六号 昭和五十三年二月二十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都中野区本町六ノ二〇ノ二
西村春美

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二二一七号 昭和五十三年二月二十日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 北海道名寄市西一条北五丁目 佐
藤清一外九十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二二一八号 昭和五十三年二月二十日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町塚崎七七二ノ
六 小川幸二外百二十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二一九号 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保町三ノ一三ノ
二 鈴木紀雄外百九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都大田区北品川二丁目一
中里建嗣外百三十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二二一號 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都豊中市熊野町一ノ一一ノ五
二 藤田瑞恵

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二二二二號 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市雲雀丘一ノ三ノ九
井下 桂子

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二二九号 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 青森市新城平岡二二九ノ一九
田 中文孝外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二三〇号 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 島根県邑智郡瑞穂町下田所一五二
ノ四 大畠実次外百十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二三一號 昭和五十三年二月二十一日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨泉川町五三 大
谷高史外百七十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二三二號 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚一ノ一二ノ一
九 影山綾子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二二三三號 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 高知市旭町三ノ三一 川村巖外百
九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二三四號 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 千葉県市原市見川町一八二二ノ
一 酒井賛治外百九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二二三五號 昭和五十三年二月二十二日受理

第二四三四号 昭和五十三年二月二十二日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 岩手県久慈市長内町七ノ二四ノ一

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二四三五号 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 北海道北見市北光三ノ九 石井

宗郎外六十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二四三六号 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西川田町一〇八九

大谷博子外百三十九名

紹介議員 素谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二四四五号 昭和五十三年二月二十二日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 千葉県君津市上湯江六六七 鈴木

明世外百三十一名

紹介議員 濱谷 英行君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二四六七号 昭和五十三年二月二十三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都北区十条台一ノ三ノ一〇

保坂保男外百五十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二四七四号 昭和五十三年二月二十三日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪市西区西道頓堀通五ノ四一ノ一

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二四九九号 昭和五十三年二月二十三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松代町松代三、二

五五ノ六 茂野孝蔵外百二十一名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二五〇〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 横浜市港南区港南六ノ三ノ九 広

瀬草外百五十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二五三六号 昭和五十三年二月二十三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ一三ノ五 岩田

吉明外九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二五五七号 昭和五十三年二月二十三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 神奈川県小田原市下堀一三八ノ一

六 小泉勝治外九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二五三八号 昭和五十三年二月二十三日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 人外百十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を

付託された。

一、人質による強要行為等の处罚に関する法律案

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

一、人質による強要行為等の处罚に関する法律案

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(航空機の強取等の处罚に関する法律の一部改正)

2 航空機の強取等の处罚に関する法律の一部を次のように改める。

第一条第二項を削り、同項第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条中「第一項又は第三項」を削る。

当該定めに該当し、かつ、逃亡犯を引

渡すことが相当ないと認めるとき。

第四条第二項中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第二十三条を次のように改める。

(仮拘禁に関する請求等)

第二十三条 外務大臣は、引渡し条約に基づき、締約国から引渡し条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができる犯罪人が犯した犯罪

(引渡し条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る)についてその者を仮に拘禁することとの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求に係る者を逮捕すべき旨の保証がなされたことの請求があつたときは、當該請求をした外国から日本国に行う同種の請求に応すべし旨の保証がなされた場合に限り、前項と同様とする。

第二十四条中「前条第一項」を「前条」に改める。
第二十六条第一項中「引渡し」を「引渡し」に、「第四条第一項第一号又は第二号」を「第四条第一項各号の一」に改める。
第二十八条第一項中「締約国」を「仮に拘禁することの請求をした国」に、「引渡し」を「引渡し」に改める。

第二十九条中「二箇月」の下に「(引渡し条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間)」を加える。
第三十条第三項中「左」を「次」に改め、「二箇月」の下に「(引渡し条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間)」を加える。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(通過護送の承認に関する法務大臣の措置)

第三十四条 法務大臣は、外国から外交機関を経由して当該外国の官憲が他の外国から引渡しを

受けた者を日本国内を通過して護送することの承認の請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを承認することができ

るものである。

一 請求に係る者の引渡しの原因となつた行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により罪となつたものでないとき。

二 請求に係る者の引渡しの原因となつた犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該引渡しの請求が政治犯罪について審判し、若しくは刑罰を執行する目的で行われたものと認められるとき。

三 請求が引渡し条約に基づかないで行われたものである場合において、請求に係る者が日本国民であるとき。

法務大臣は、前項の承認をするかどうかについてあらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二七六〇号)(第二七五六号)(第二七七六号)(第二七七七号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二八一五号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二七二二号)(第二七二八号)(第二七四六号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二八三九号)(第二八四九号)(第二八六一号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二八六六号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五五九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二五六九号)

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大大幅増員に関する請願(第二五九八号)

員の大大幅増員に関する請願(第二五九九号)(第二六〇八号)(第二六一六号)(第二六三六号)(第二六六四号)

員の大大幅増員に関する請願(第二六〇八号)(第二六一六号)(第二六三六号)(第二六六四号)

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二六八四号 昭和五十三年二月二十七日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 埼玉県富士見市諏訪二ノ二ノ四
八 久保彰子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二六八五号 昭和五十三年二月二十七日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪市生野区巽南一ノ二ノ三 甲
斐公朗

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二六八六号 昭和五十三年二月二十七日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都調布市多摩川一ノ八ノ四
益田耕介外九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二七一二号 昭和五十三年二月二十七日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 鹿児島市和田町一、一五八 石走
眞樹外百四十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二七二八号 昭和五十三年二月二十七日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 千葉県印旛郡酒々井町馬橋四七ノ
一 実川好一外八十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二七四六号 昭和五十三年二月二十七日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 大阪府吹田市円山町三〇ノ五ノ五
三六 川野彰外百四十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十三年二月二十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区丸山通一ノ一ノ一
〇日之内マンション内 東前悦子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二七七六号 昭和五十三年三月一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府堺市竹城台一ノ一ノ三
一、一一六 森栗弘美

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二七八七号 昭和五十三年三月一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区北烏山三ノ一三
一七〇三〇一 三浦久子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二八六六号 昭和五十三年三月二日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市千日町三〇ノ
五 古谷茂樹外百七名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二八七七号 昭和五十三年三月二日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区北烏山三ノ一三
一七〇三〇一 三浦久子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二八八六号 昭和五十三年三月二日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 大阪府河内長野市南青葉台三二ノ
二四 中岡節子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二八九一号 昭和五十三年三月三日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 千葉県木更津市小浜二六三ノ三
斎藤紀代外八十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二九〇二号 昭和五十三年三月三日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 埼玉県富士見市水子三、五一二
中川法江外百二十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二九一六号 昭和五十三年三月四日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 神戸市東灘区岡本三丁目 森美保
三月十七日本委員会に左の案件を付託された。(予
備審査のための付託は二月九日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
二八九〇号)

第三部 法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二九一號)
(第二九〇二號)

二、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二九四四號)(第二九六〇號)

三、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願(第二九八八號)
(第二九九九號)

四、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三〇四五號)
(第三〇一號)

五、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願(第三〇四五號)
(第三〇一號)

六、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願(第三〇二號)
(第三〇一號)

七、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願(第三〇三號)
(第三〇一號)

八、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願(第三〇四號)
(第三〇一號)

外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二九四四号 昭和五十三年三月六日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井三ノ三九ノ六
山崎美知子

紹介議員 索谷 照美君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二九六〇号 昭和五十三年三月七日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都日野市程久保八四三 田所
恵美子

紹介議員 索谷 照美君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二九八八号 昭和五十三年三月七日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷二ノ八ノ五安
東莊内 田中朝子外七十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第二九九九号 昭和五十三年三月八日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 京都府右京区花園天授ヶ岡町一
六 田島登外八十八名

紹介議員 鹤山 篤君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第三〇〇一号 昭和五十三年三月八日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都日野市程久保八四三 浦谷
泉

紹介議員 索谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三〇四五号 昭和五十三年三月九日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 山形市木ノ実町一四ノ三 富塚公
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第三〇九九号 昭和五十三年三月九日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大
幅増員に関する請願

請願者 一外九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

昭和五十三年四月四日印刷

昭和五十三年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K